

参議院経済・産業委員会会議録第九号

平成十年四月十六日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月十日

辞任

釜本 邦茂君
小山 孝雄君
谷本 魏君

補欠選任

西田 吉宏君
倉田 寛之君
鈴木 和美君

四月十五日

辞任

中曾根弘文君

補欠選任

林 芳正君

四月十六日

辞任

水野 誠一君

補欠選任

奥村 展三君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

吉村剛太郎君

菅掛 哲男君

畑 恵君

平田 耕一君

平田 健二君

梶原 敬義君

倉田 寛之君

斎藤 文夫君

成瀬 守重君

西田 吉宏君

林 芳正君

吉川 芳男君

小島 慶三君

前川 忠夫君

海野 義孝君

加藤 修一君

国務大臣

通商産業大臣

堀内 光雄君

政府委員

文部省学術国際局長

雨宮 忠君

通商産業大臣官房総務審議官

及川 耕造君

通商産業省通商政策局次長

佐野 忠克君

通商産業省貿易局長

今野 秀洋君

通商産業省産業政策局長

江崎 格君

通商産業省環境立地局長

並木 徹君

資源エネルギー庁石炭・新エネルギー部次長

篠原 徹君

特許庁長官

荒井 寿光君

事務局側

塩入 武三君

常任委員会専門員

堀内 光雄君

本日の会議に付した案件

○日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉村剛太郎君) ただいまから経済・産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十日、釜本邦茂君、小山孝雄君及び谷本魏君が委員を辞任され、その補欠として西田吉宏君、倉田寛之君及び鈴木和美君が選任されました。

また、昨十五日、中曾根弘文君が委員を辞任され、その補欠として林芳正君が選任されました。

○委員長(吉村剛太郎君) 日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○林芳正君 自民党の林芳正でございます。久しぶりに経済・産業委員会へ質問に立たせていただきました。御配慮に感謝いたしたいと思います。

貿易振興会法と通商産業省設置法の一部を改正する法律案、いわゆる統合法案でございます。世上言われております行革に先駆けてみずから範を示していただいたということで大変に評価が高いわけでございますが、今回の日本貿易振興会、ジェトロとアジア経済研究所、アジア研の統合は、行革の一環として特殊法人の整理合理化を進めるため、平成七年二月に閣議決定されたことを受けましての措置だというふうにお伺いしております。

大臣に、今回の統合はどういうような基本的な運営方針に基づいて行おうとされておられますのか、まずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(堀内光雄君) 今回の統合は、アジア太平洋地域等との通商経済上の協力を推進してまいりたいというために、全世界に広範なネットワークを有して貿易だとかあるいは投資促進を担っておりますところの政策実施機関でありますジェトロ、日本貿易振興会と我が国最大の地域研

究機関と称されておりますところのアジア経済研究所、この二つを統合いたしまして、貿易・投資振興事業という現実の問題と地域研究を一体的に実施する中核機関を整備することを目的としたものでございます。

こういう観点から、統合後の日本貿易振興会においては、現日本貿易振興会の時事的調査、トピックスのようなものと、アジア経済研究所の基礎的な研究、非常に学術的なものが多いのでありますが、それぞれの持ち味を生かしまして、両事業間の緊密な連携を図るための組織を新設することができるといことになりまして、そして、その成果を活用いたしまして、国、地域ごとの支援ニーズを十分に検討いたしまして、貿易・投資振興事業をより戦略的に展開することができるようになっていくということを基本的な運営方針として考えて取り組んでいこうとでございます。

○林芳正君 大臣、ありがとうございます。

まさに御指摘のとおり、現場をよく知っておりますジェトロ、それから大変に深い研究の実績を積み重ねてこられましたアジア研が統合することによってシナジー効果というものが随分出てくるのではないかと私も期待をしておるところでございます。

このような統合を進めるに当たって、先ほど触れましたけれども、この閣議決定の趣旨の一つに一応行革ということがあり、一緒にいろいろなシナジー効果が出てくることも大変期待することでございますが、同時に、業務の効率化また合理化ということも進めていただかなければならないと思っておりますけれども、この辺は御見解はいかがでしょうか。

○政府委員(今野秀洋君) お答え申し上げます。

今回の統合に当たりましては、第一に、行政改革の趣旨を踏まえまして合理化できる分野は可能

な限りその徹底を図る。第二に、時代のニーズに的確に対応いたしますために必要な業務の効率化、充実を図る。第三に、総合的な情報機能を強化し、かつこれに立脚した貿易・投資振興事業の効果を高めるための体制づくりを行うということに基づき方針としておこなうことといたします。

このうち、合理化につきましては、統合法人に つきまして役員数を四分の一削減するという従来からの政府の方針に基づきまして、法定役員数を十八名から十三名へと約二八％削減いたします。さらに、管理部門、それから調査部門、これは機構・定員を可能な限り合理化いたしまして、全体といたしましては定員減を実現いたしますとともに、現在二十六ございます部レベルの機構を三つ削減するというところで、組織のスリム化も図るということにいたしております。

○林方正君 ありがとうございます。

今まさに行革の基本法案というものが衆議院で審議に入っております。その模範といえますか率先垂範していただくような効率化といふものをぜひお願いしておきたい、こういうふうにお考えをいただいております。

日本貿易振興会というのは、もう私が申すまでもなく、かなり古い歴史を持つておられるわけでございまして、昭和三十三年に設立された当初は、当時の我が国の国情を反映しまして輸出の振興ということを中心とした事業をやつてまいられたということでございます。

ジェトロのEはエクスポートであったということでございますが、その後、我が国を取り巻く状況というものは、輸出を振興すると言うもう袋だたきに違ふような、ある意味では大変にありがたい豊かな成長を遂げさせていたいただいております。そういうような時代の変化、状況の変化に基づいての時代の要請に的確に対応していくことにより、今度は我が国への輸入の促進や、いわゆる直接投資を含めましても投資促進を目的とした事業を展開されてきておられるというふうにご承知をしておられるかといたします。

新生なります統合後のジェトロの貿易振興という意味での重点はどのようなところに置かれていくことになるのか、そこをお伺いしたいと思っております。

○政府委員(今野秀洋君) 先生御指摘のございましたように、昭和三十三年、ジェトロが設立されましたときには、輸出振興を目的といたしまして、そのための調査、展示、取引あっせんといった事業をやつていたわけでございます。その後、日本の経済の発展と国際的な貿易・通商関係の変化に対応いたしまして、ジェトロの業務というものは非常に柔軟に新しいニーズに対応する変化をいたしてきております。

目下、現在の状況のもとでジェトロが特に重点的に取り組まないとけない課題というものは、次の三つぐらいに集約させていただけるかと思っております。

一つは、輸入促進でございます。特に我が国の国民生活の向上に資するための住宅でございますとか、あるいは高齢化社会に対応する医療福祉機器とか、そういったニーズに対応する品目、セクター、そういったことに力を入れました輸入促進、それから中小企業の競争力強化に資します輸入部材等の国際調達見本市といった事業、こういったことを幅広く展開しつつあるところでございます。

第二は、地域経済との関係でございます。日本の各地方、地域の経済の活性化のためのジェトロの貢献でございます。そのために国内と海外の産地間の交流あるいは対内投資、これを日本の各地域に誘致する、そういった事業でございます。第三番目は、アジア地域を中心といたします発展途上国の貿易・産業そのものを振興する。結局、輸入促進といえども、現地の産業が育ちませんと日本の主要企業に役立つ部品あるいは日本の国民生活の向上に役立つ製品といったものはなかなか足りないわけでございますので、発展途上国の貿易・産業の振興といったことも非常に重要な分野であるというふうにご承知をしております。

統合後におきましても、このような我が国経済を取り巻きます環境の変化に応じて求められます事業の効率的な実施ということに努めてまいりたいと考えております。

○林方正君 ありがとうございます。我が国の景気はなかなかうまくいかない状況でもあるわけでございますが、今御答弁の中でも触れていただきましたけれども、特に地域の経済というものが大変に元気がないわけでございます。今までのようなところで培われてこられたノウハウを活用していただきまして、地域とほかの国というところにも大いにお力を注いでいただきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

時間も限られておりますので、アジ研の方につきましては御質問を差し上げたいと思っております。

アジ研もこの統合の後、我が国がいろんな経済協力を推進していくに当たって経済のグローバル化を促進していく、またこれが国民の利益に資していくということが大変に大事になってくる、こういうふうにお考えをいただいておりますが、大変に今財政事情が厳しいわけでございますが、いろんな要望はあるわけでございますけれども、効果的、効率的な経済協力というものを実施していくためには経済協力に係る調査研究、これを充実していくということが大変に大きな課題になってくると思うわけでございます。

ODAを量から質へと言われるわけでございますが、アジ研におかれましては、これからそういった趣旨にのっとりどういうような調査研究を実施していくかというのを考えておられるのか、お聞きしたいと思っております。

○政府委員(佐野忠亮君) お答え申し上げます。ただいま委員御指摘のとおりでございます。我が国の貿易相手として東アジアの割合が増大する等、我が国とアジア地域等の途上国との経済的相互依存関係がますます深化しているところでございます。アジア経済研究所が現在実施しております基礎的な調査研究についても、我が国の当面

する貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与するよう、時代のニーズに対応したものとしていくことが必要であろうかと存じております。

このような観点から、従来の調査研究活動に加えまして、平成十年度は新規事業といたしまして二点を重点的に取り上げて取り組むことにいたしております。

その第一点目が、途上国の経済・政治システムを包括的に解明いたしまして、新たな開発戦略を分析するための二十一世紀の開発戦略研究事業というものでございます。第二点目が、経済のグローバル化等を反映いたしました新たな経済協力の方向性について調査研究を行います対アジア経済協力重点分野研究事業というような事業に取り組むことといたしております。

今後とも、調査研究を進めるに当たりましては、その自主的かつ効率的な実施に配慮しつつ、時代のニーズに適合したものにしていくことが重要であろうと考えております。

○林方正君 大変に時代に即した新しいテーマを取り上げていただいております。たしか数年前に世銀のレポートで「東アジアの奇跡」ということが出ました。それ以降、アジア型の経済発展モデルということについていろんな議論がなされておられるわけでございますが、そういった中でアジ研におかれましては、去年から起きました今回の通貨危機についてもいち早くその可能性を指摘をしておられたということとございまして、期待すること大であります。

ぜひそういった観点で、統合されたシナジー効果をうまく使っていただきまして、また我々の参考になるような研究を進めていただくことをお願いいたします。私の質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございます。

○委員長(吉村剛太郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、水野誠一君が委員を辞任され、その補欠

として奥村展三君が選任されました。

○前川忠夫君 民主党・新緑風会の前川でございます。

最初に、これは通産省だけにかかわる話ではないんですが、特殊法人というのは一体どういう性格のもので、一体どういう存在意義があるのかというところについて大臣にお伺いしておきたいと思ひます。

官がやる仕事とそれから民がやる仕事、ある意味ではこのほどもいいますかその中間に位置するといふふうに私は解釈をしています。が、いわゆる特殊法人というものの必要性なりあるいは存在意義について大臣はどのような御見解を持っておられるか、まずお聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(堀内光雄君) 御質問の特殊法人というものの、いろんな角度からお答えもできると思うのでありますが、基本的には政府が行うべき公共性の高い事業ではあるけれども、その業務の性質というものが企業の経営になじむ面があるということから、それを普通の行政機関から切り離して、自主性と弾力性を兼ねた法人に能率的に経営させようということでありまして、民間企業の能率性と官でなければできない公共性というような問題とをあわせ持つ、特別の法律によって設立をされたものといふふうに考えられると思ひます。

当省所管の特殊法人の例を申し上げますと、中小企業者への事業資金の融通を円滑にするということを目としてつくりました中小企業金融公庫あるいは中小企業信用保険公庫、こういうものがございます。これらの法人は金融のサービスを行うわけでありまして、今回の政府の貸し渋り対策においても大いに活躍をしたわけでありまして、中小企業に対する政策金融を支えるものとして重要な役割を持つています。具体的な例を挙げますと、こういうようなものになるのではないかとはいふに思ひます。

○前川忠夫君 そこで、さらに重ねてお伺いをして

たいんですが、官ではなかなかしにくい、あるいは民間にはなじまない、そういう意味ではそれなりの存在価値がある仕事なんだろうと、もちろん時代の変化によってさまざまな変化は当然ですが、ところが、最近、行政改革というところ必ず出てくるのがこの特殊法人の問題なんです。中には特殊法人はもう全廃しろなんという論議が時々出てくるんですが、一体これはどういうことなんだろう。

私は、幾つかのそのバックグラウンドといひますか背景を考えてみますと、一つは、国の財政全体が大変厳しくなってきたのでできるだけ切つてしまいたいという発想があるのかどうか。

それから、これは古くて新しい話であります。が、いわゆる天下り問題を含むさまざまな世論の批判がある、したがってできるだけ数を減らしたいという発想があるのかどうか。

あるいは、官僚が発想するわけですから、行政改革全体の中でまず官僚機構の一番遠いところからいひますか、手をつける遠いところからこの特殊法人の問題を手がけているのかと、大変皮肉な言ひ方をさせていただきますが、どうもそんな感じがしてならないんです。

今大臣がおっしゃったことと最近の特殊法人をめぐる環境というのが、どうやらギャップがあるような感じがしてならないんですが、その辺についての御見解はいかがでしようか。

○政府委員(及川耕造君) 先生ただいまおっしゃいましたような背景、それなりにまたいろいろなお考えがあることは私も認識しておりますけれども、何よりもやっぱり特殊法人につきましては、時代の流れの中で、大臣が申し上げましたようなそれまで時代のニーズに合った事業というものがだんだん変わってまいりまして、むしろ見直すべき点があるところまで生じてきているのではないかとこの点が大きなバックグラウンドではないかと思ひます。

その結果、例えば事業運営の非効率性でございますとか硬直性といった問題点がさまざまとこ

ろで指摘をされているところでございまして、こうした点を踏まえて、昨年十二月、行政改革会議の最終報告におきましても統廃合、民営化などの全般的な見直しを行うことが必要とされたわけでございます。

政府といたしましては、このような見直しの必要性にかんがみまして、昨年、三度にわたりました閣議決定を行いました。その中でも、特殊法人の整理合理化を進めるということになってい

たわけでございます。

○前川忠夫君 通産省のそれぞれの法人についてはこれまで、昨年でしたか、石炭鉱業事業団とNEDOの統合の話があったり、幾つかこれらも計画があるわけですが、私は、それぞれの時代に應じて関連する法人を統合すること自身はそう頭から反対をするという立場ではないんですけれども、問題は、事柄の発端が本来にその法人を統合した方がいいという理由からまずスタートしているんじゃないかと、数を減らすという発想からスタートをしているところに今の矛盾点があるんじゃないかと思ひます。

なお、今回の行政改革につきましては、決して特殊法人一つに絞っているわけではないことは先生御案内のとおりでございます。内閣機能の強化あるいは省庁の大きくくり化、それから官民の役割分担の徹底、あるいは独立行政法人制度の創設といったさまざまな分野におきまして広く行政全体の簡素化、効率化というものを追求しようということを進めているものであります。その点御理解を賜りたいと存じます。

○前川忠夫君 それでは、もちろん特殊法人、それぞれの仕事の内容は全部違うわけですから一概には言えないんですが、一般論として、認可をされた主管官庁がまずある。例えば人事の面やあるいは予算の面や日常的な指導監督がどの程度の範囲で行われているか、これはさまざま違いますがあるんですけれども、今お話がありましたように、それぞれの特殊法人が時代の変化やさまざまなニーズに対応するような本当の自発性や獨創性というものが発揮できるような条件というものが整っているといふふうにお考えになっておられますか。通産省のケースで結構ですから、お答えをいただきたいと思います。

○政府委員(及川耕造君) 特殊法人の創意工夫を発揮していただくしまして、そして効率性を確保していくといふことは非常に重要なことだと思ひます。これはかつての行革審等の報告等からも指摘をされておりますので、それに合わせて私どもも各特殊法人に対し指導等を行ってきたところでございますし、そのための相談等も行つてき

幸いといひますか、今度のジェトロとアジ研の統合については、たまたま仕事の性格が、例えば日本から海外に対する製品を含めた情報発信ということ、それからアジ研の場合にはさまざまな研究データをもとにした国際的な日本のあるべき姿あるいはアジアにおける日本の役割等々についてさまざまな基礎研究を含めてやっています。かなりいわゆる現場と研究という意味での共通性がありますから、これはうまく融合してもらえばそれなりの力が発揮できるんじゃないかという感じがいたしますから、一概にこの問題について私はおかしいじゃないかと言つてもいい実はないんです。

ただ気になりますのは、先ほどもちよつとお話がありましたように、今、国会で具体的な議論が始まるうとしています中央省庁の再編に係る行革基本法、この法案を見ておまして、これはいづれ衆議院から参議院に法案が送られて、別な舞台で議論されるんだらうと私は思ふんですけれども、問題はその精神といひますか、なぜこういうことをするのか、あるいはしなければならぬのか、このことが不明確なまま、よく言われるように数合わせではないか、二つの品物を一つのふろしきにただ包んだだけではないかといふような批判があります。

これはこれからの議論になるんでしょうが、たまたま労働福祉省をめぐって、この名前じゃけしからぬ、三文字でなければいかぬとか二文字でな

ければいかぬとか、さまざまな議論があることは御承知のとおりなんです。そういう議論が出る背景というのは、あるいはこの特殊法人も含めて、そこに来る行政改革の哲学がないがためにそういう問題が出てきているんじゃないか、大変勘ぐった言い方をしますけれども、ここがやっぱり一番問題なんだろうと私は思うんです。そこに働いている人たちも理解をする、あるいは国民にもなるほどと理解をしてもらうような哲学をまず提示する努力が今の政府には欠けているんじゃないかというふうに私は思うんです。

これは、今度の問題あるいはそれ以外の全体を含めて結構ですから、大臣の方から再びお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(堀内光雄君) 非常に端的な御意見を承りました。先ほども申し上げましたように、特殊法人というのは、企業性と公共性というものを同時に組み合わせて、企業だけではできない、公共だけでは非能率的というような問題をいかに合理的に行っていくかというところに特殊法人というものが法的に生まれる、誕生の理由があるわけなんです。

これは数合わせという問題ではなくて、既に企業的にも成り立ってきたようなものは官はできるだけ手を引いて民間の株式会社なり民間企業に切りかえていく、あるいは研究部門で行っているものも現在は時代的な要請がなくなったというものはそれをおしまいにすると、単なる数合わせではなくて、そういう理念のもとにこの問題は取り組んでいかなければならない。また、そう行ってきたというふうには私は理解をいたしておるわけがあります。

同時にもう一つは、複数の特殊法人において同種類の事業を実施しているような場合、あるいは共通的な基盤を持って仕事が行えるような場合、こういうものを一体として実施することによって、事業の効率的な実施が期待される、あるいはより総合的な観点に立った事業の遂行が期待できるといような場合が一つあるわけでありまし

て、今度のジェットロとの統合という問題はこの部門に属するんじゃないかと思えます。当該法人の統合整理を行うということが特殊法人の統合の意義であるというふうに思っています。

当省としても、以上のような特殊法人の統合の意義を十分に踏まえまして、今般の日本貿易振興会とアジア経済研究所の統合を初めとする特殊法人の整理合理化を進めてきたところであります。今後とも行政改革の理念に沿って特殊法人の整理合理化に努めてまいりたいというふうに思っております。

○前川忠夫君 それでは、具体的に、今度統合される新しい法人の機能や運営あるいはその中の事業等について若干お聞かせします。

さきのこの委員会での大臣の所信に対する一般質疑の際に、経済企画庁の尾身長官の方から、現在の日本の経済の混乱というか停滞の背景にアジアの経済の混乱があるというお話をお聞きしたわけですが、今度統合される新しい法人は、特にアジア研の方に關して申し上げれば、さまざまな先行的研究が進んでいるんじゃないかと私は思うんです。

確かにこういう経済の動きですから、あるいはちよつとしたきつかけでがらつと変わることがありますから、そう簡単に予見することは困難なかもしれません、やはり新しい法人がつくられるというのには、ただ単に数を一つに減らすために統合したんじゃないんだというお話がもしそのとおりだとするならば、これからのアジアなりあるいはアジアを含めた世界全体の新しい時代における経済や社会の仕組み等々についてどんな役割が発揮できるというふうにお考えになるでしょうか。

私、アジア研にはさまざまなノウハウがたくさん詰まっていると思うんです。それをどう活用していくのか、新しい法人の中にそのようなことが活用できるような仕組みを含めてお考えになっておられるのかどうか、その点についてまずお伺いをしたいと思います。

○政府委員(今野秀洋君) 政府が政策を企画立案する、また企業が海外でさまざまな事業を展開する、そういった場合にはアジアならアジアにつきましてマクロの経済の分析のみならず現地の産業の事情、さらにはその背景となります民族、文化、歴史といったものにつきまわりの詳細なデータが必要でございまして。

ただいまアジアの混乱というお話がございました。このアジア経済研究所におきましては、昨年七月のタイのバツツの暴落を契機といたしましてアジアの通貨・金融危機につきまわりの、従来からいっわば培ってまいりました国ごとの経済、政治、社会等の専門的な知識、それを活用いたしましてさまざまな分析をしておるところでございまして。現地駐在員から詳細な報告が来ますとともに、本部におきましても累次報告書が出されております。

他方、ジェットロもアジアには全部で十七カ所事務所を設置いたしておまして、まさに日々の情勢につきまわりの情報を送ってまいりますとともに、例えばタイならタイの政府の構造改革政策と日本の支援政策とをいっわばマッチさせるための現地のつなぎの役割といったようなことに努めておるところでございまして。

それで、今回の統合を前提といたしまして、実は昨年、とりあえず両法人の専門スタッフから成りますプロジェクトチームをつくりまして、九七年アジア通貨危機につきまわりの緊急レポートをまとめました。これは、アジアの経済混乱が急激に伝播します中で、いっわば群盲象をなでるような状況で、世の中一体何が起きているのだらうというような状況の中で、とりあえず専門家の知識、それから現地の情報、これをかき集めまして両法人の共同研究として出したものでございまして。もちろんこれは去年の段階のものでございまして。その後、両法人は活動を続けております。一例を申し上げますと、ことし一月からジェットロの方に東アジア通貨・経済研究会といったものを設置いたしまして、アジア経済研究所の専門家も参加

いたしましてさらに深い分析検討を行っているところでございまして。

私どももいたしましては、このように両法人の基礎的な研究とそれから時事的な調査機能というものは相補するものというふうに考えておりますので、それを効果的に発揮できますよう体制整備を図るという方針で臨んでいるわけでございまして。これを通じまして、アジア地域におきます輸出の拡大、それからアジアのすそ野産業の振興、またそのために必要な人材育成等の事業をきめ細かに展開してまいりたいと考えております。

○前川忠夫君 今局長からお話がありましたように、かつては日本に学べど、ルッキイストなんという言葉がはやった時代がありましたけれども、日本もバブルの後遺症に今悩んでいる、完全にそれがまだ払拭できたとは言えないわけですね。同じような悩みを今アジアの各国も実は味わっているわけですね。韓国しかり、台湾もそうでありまして、あるいは東南アジア、皆そうであります。

そこで、これまでのようにいいところを学んでもらうと同時に、日本の失敗を繰り返してほしくないという意味でのそういう役割、情報発信をやはりすることも必要なんじゃないかというふうに私は思います。また、これまでのように、特にODAに代表されるように日本にはそれだけのまだ力があった、あるいは現在もあるのかもしれないけれども、金とか物で援助をするという発想から、これからはある意味ではハードではなくてソフトの分野でこういったアジアの国々に対する貢献をしていくというのが私は大変大事な視点になつてくるんじゃないか。そういう意味で、新しい法人の役割というのは非常に重いものがあるというふうには私は実は考えております。

そこで、今度の新しい法人の問題について私個人の感想を申し上げたいと思うんですが、ジェットロというのはどちらかというと貿易を中心にした実戦部隊と言った方がいんでしょいか、さまざまな日本の輸出企業を含めた輸出入にかかわるサポートをする部隊というふうには私は実は考

えているわけです。それに対してアジ研の場合には、民間の企業的な発想で言えば研究所、基礎研究を含めた研究開発部門ということになるんでしよう。実は私もメーカーにおりましたので、工場部門と技術研究をやっている研究部門とが完全に切り離されてしまったら何の意味もない、研究開発をしたものが工場で実践に移され、あるいはそれが製品化されて初めてその研究開発の意味があるわけです。

私は、これまで別な法人であったものが一つになることによってそこに新しいノウハウがまた新たにつけ加えられるということが大変大事なんだろうというふうに思うんです。また、そこで新しく生まれたものを、先ほど申し上げたようにアジアあるいは世界に対して発信をしていく、そういう役割を私は期待しているんです。

問題は、非常に大事なことですけれども、その新しい法人の中で、民間企業の場合、最近でもそうなんです、名前を挙げていいのかどうか分かりませんが、例えば新日鉄の場合ではまだ社長人事等を含めて、八幡出身だ、やれ富士出身だというふうなたがひがけ人事、一体新日鉄というのは何年前にできた会社なんですかねというぐらいいまは色濃く、関とは言いせんけれども、人間の組織、そういうものは残るんです。

ですから、一つに統合したとはいっても、実態は、中身は別々というようにならないようにしなければ、今申し上げた成果は私は期待ができなと思うんです。そういう部分について余り通産省でこれは介入しても困るんですけれども、今度の法案を起案されるのは今度の統合を推進される通産省として、これらの問題についてどんなお考えをお持ちか、お聞かせをいただきたいと思っています。

○政府委員(今野秀洋君) ただいま御指摘ございましたように、ジェトロは一口で申しますれば政策実施機関でございます。アジ研は地域研究機関でございます。ジェトロは全世界に広範なネットワーク、国内にも貿易情報センターネットワーク

を持ちます貿易・投資促進のための政策実施機関でございます。アジ研は我が国最大の地域研究機関でございます。この二つを統合いたしまして、貿易・投資振興事業と地域研究とを一体的に実施するいわば中核機関をつくるというのが今回の提出させていただいております法案の目的でございます。

このような観点から、統合後の新しい日本貿易振興会におきましては、現在のジェトロが行っております時事的な調査、それからアジ研が行っております基礎的な研究、これはそれぞれの持ち味をまず生かすことが重要でございますけれども、同時に、両事業間の密接な連携を図るということ、その仕組みをつくらないといけないというふうに考えております。そのために、アジ研の方では研究コーディネーターという新しいポストを設けまして、アジ研の縦割りの地域研究を横割りでコーディネートする、そういう役割を担う人を任命したいと思っております。また、ジェトロの方では主任調査研究員ということで、ジェトロの時事的な調査とアジ研の研究とをいわばブリッジする、そういうコーディネーターする役割を設けることにいたしております。

また、さらに重要になりますのは、こういった調査研究の協力の成果を活用いたしまして相手国の国ごとの支援ニーズ、これに対応した貿易・投資振興事業を行うことが重要でございますので、旧ジェトロ側の方に事業推進主幹といった組織を設けまして、現在ジェトロでは事業ごとの組織、いわばそういう縦割りになっておりますけれども、それを地域あるいは国ごとにとまどめてコーディネートする、そういった体制をつくるということにいたしております。

もちろんこれらは組織上の工夫でございますけれども、これが有効に活用されるかどうかはこれから努力、運営でございます。ただいま先生のお話にもありましたような基本的な理念、これに沿って新しい法人の活動が行われますよう当省といたしまして最大限意を用いてまいりたいと考えて

おります。

○前川忠夫君 これは新しい話題ではもちろんないんですけども、特に大手の企業の場合には海外に対してさまざまな経験なりあるいは情報の蓄積というのがあるんですが、なかなか中小企業とこののはそれがありません。

最近のようにアジアの経済が混乱しているという話になると、すぐ首をすくめてしまったり、あるいは進出しようと思っていた意欲が減退してしまったり、つまり内に向いてしまったりということもよくあり得るんです。これは的確な情報を得ることによって、例えば混乱期であっても新しい商売の芽というのはあるんです。むしろ次の飛躍というのとは当然あり得るわけです。これでもうずつと落ちつ放しということではあり得ないんです。そういう意味で、これまでのジェトロやあるいはアジ研の蓄積というものをしっかりと発揮されるような、あるいは民間のそういった企業に対してフィードバックできるような、あるいはニーズにこたえられるような仕組みというのはこれまで以上に充実していった方がいい、私はこのように考えています。

あるいは、今申し上げましたような民間が持っている情報とあるいはジェトロが持っている情報との融合という問題についても、積極的に活用なりあるいは統合化を図っていくべきなんではないか、私はこんな感じを持っています。さらには、先ほどの特殊法人の性格から考えて、もともと民間企業の経営手法みたいなものを導入して、独立採算とまでは言い切れないでしょうけれども、そういう経営のあるべき姿というものを追求する努力をやっていたかなければいけないんじゃないかというふうに私は思っています。

あわせて、特にアジ研の場合には、これは民間の場合の研究機関でもそうなんですけれども、研究というのはやっぱり人なんです、機械は研究をしてくれませんか。やはり人の頭というのは最大の資産であり、財産と言った方が私はいいんだらうと思うんです。

そこで大事なことは、こういった合理化やあるいは整理統合、見直しなんというときに真っ先にねらわれるのは人なんです。数を減らすという発想です。これは私は必ずしも正しくないと思います。そういう意味では、特にアジ研の国際的な評価というのは非常に高いわけですから、これを継続させ発展させていくということが私は大事だというふうに思います。

あわせて注文をつけておきたいのは、よく研究者というのはレポートを出せばそれで仕事はおしまいという発想があるんですが、これに対する第三者の評価のシステムというものが、これはかつてほかの問題でも指摘をしたことがあるんですが、研究機関の場合でもこれをきちっとやっていただきたいというふうに考えています。それらの問題についても少しお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(今野秀洋君) まず、中小企業等に対する情報提供の問題でございますけれども、現在、ジェトロは国内三十三カ所に貿易情報センターという事務所を設けております。このネットワークは、主として我が国の中小企業に對して種々の貿易・投資に関する情報提供をするのが大きな任務になっているわけでございます。

具体的に申し上げますと、相談業務を年間約六万件貿易情報センターでは行っております。また、貿易情報センターにおきましては、中小企業海外情報普及事業といったものをやっております。地場業界の関心がございます商品やあるいは海外市場に関する情報、こういったものを提供したりあるいはセミナーをやったりといったような事業をしております。

また、投資・技術提携等促進事業といったようなこともやっております。これはアジア等におきまして、日本企業との提携あるいは商売を行う関心があります企業、これを調査・発掘いたしまして、その情報を国内に提供し、現地において商談会なんかを行うといった事業を展開いたしております。きめ細やかな情報提供サービス事業に

努めているところでございます。

今後、統合後におきましても、この分野におきましますジェトロの事業というのは極めて重要な事業分野というふうに考えているところでございます。

次に、統合後の法人の民間活力あるいは民間の経営手法の活用という御指摘でございますけれども、御指摘のとおり、統合後の法人の経営の活性化ということは極めて重要でございます。民間活力あるいはその経営手法から学ぶものは多々あるかと思ひます。

もちろん、申すまでもなく日本貿易振興会と申しますのは、通商政策、貿易政策と直結します非常な公共性の高い事業でございますので、例えば対価を得て事業をするといったようなことにはなじまないわけでございます。また、アジ研の事業は基礎的な研究でございますので、これもすぐいけば対価に結びつくものではないと思ひますけれども、この運営に当たりましては、民間の活力、経営手法、さまざまな形で民間との交流、そういったものが極めて重要であらうと思ひております。

これと関連いたしますが、御指摘にございました評価の問題につきましては、平成三年に総務庁の勧告がございまして、それ以来業績評価委員会というものを両法人とも設けております。この業績評価委員会の意見を踏まえまして、業務の不断の見直し等を行っているところでございますけれども、昨年十二月、さらに閣議決定がございまして、業績評価のための機構及びその作業結果の公開ということが決まっております。こういったことも踏まえまして、評価委員会の充実、その成果の公開といったようなことも努めてまいりたいと思ひております。

また、アジ研の研究部門充実と人材育成の重要性は御指摘のとおりでございます。今回の統合に当たりまして、ジェトロの貿易・投資振興事業とアジ研の基礎的な調査研究、これは新しい法人の車の両輪というふうに考えておりまして、今後

ともアジア地域等の基礎的かつ総合的な調査研究、これは引き続き重要な柱として継承していくという方針でございます。

そのために先ほど申し上げましたような種々の機構上の工夫も行っているわけでございますけれども、これはたまたま統合等の前に決まりました基本方針でございますが、基盤にアジ研部門の庁舎を移転することになっておりまして、現在新しい研究施設を建設中でございます。センター・オブ・エクセレンスと言っておりますけれども、これをいわば国際的な途上国研究のメッカにする、そういう方針で研究交流施設の拡充を図りたいというふうに考えております。

人材の育成、これが基本であることはおっしゃるとおりでございます。アジ研では現地主義と言っておりますけれども、地域研究には非常に地道な長期間にわたりますノウハウの蓄積が必要でございます。通常アジ研で研究者を採用いたしますと、初め動向分析といった幅広い基礎的な資料収集部門に配置される場合が多々ございますけれども、その後のキャリアアップの中ではできるだけ必ず一回は現地に駐在いたします。それから、帰ってきた後研究機関等で研究をする。それから、帰ってきた後方針で今度人材育成を図ってきておりまして、このような基本的な人材育成の方針、やり方というものは今後とも維持されなければならないというふうに考えております。

このために、研究者の育成等を担当する部局として研究企画部といったものも設けたいというふうに考えております。

○前川忠夫君 質問の時間が限られて質問をしているので、長々と答えられると後の質問をしなくていいよというふうにとられます。

時間も残り少ないので、大事な問題ですから最後に、人事、処遇の問題について確認をさせていただきますかと思うんです。

衆議院の商工委員会で天下り問題が取り上げられまして、大臣のお答えをいただいておりますが、

御案内のように、五十二年の閣議決定あるいは五十四年の閣議了解で天下りの比率を減らしまして、半数にしましょう、昨年末には各省庁所管の法人についてはこれを半数にしよう、という、いわゆる総量です。私は大変大事だと思ひますのは、新しく昨年末に決定された閣議決定後、ある意味では初めてスタートをする法人です、統合されるというものの。これは総量の中であれずるんだからいいんだという発想ではなくて、この精神は、やはりそれぞれの法人の持つ役割を含めて天下りの人数を減らしていきたいというふうなことを考えるべきだろうと思ひます。

衆議院の委員会でも大臣は、「閣議決定の趣旨を踏まえながら、統合後の法人の適切かつ効果的な業務執行を図るという観点から」というふうにお答えをしておりますけれども、私は先ほど何度もお申し上げているのは、武士の商法じゃ困る、つまりお役人的な発想で特殊法人を運営していったら、またその特殊法人がねらい撃ちにされますよ。そういう意味では、やはり民間の発想あるいはプロパーの人たちの発想を大事にしてほしいという意味で申し上げているわけです。

それから、今度の人事に当たっても、プロパーの人たちが少なくとも半数を超えるような人事をやっていた方がいい、そのことについての大臣のお答えを最後にいただきたいと思ひます。

そこで、これ以外にも処遇の問題では、こういった統合に当たっては、統合される側もそうで、あるいはこういふ統合という事態を受けるその職員の人たちの士気という問題が非常に私には大事だと思ひます。先ほど申し上げましたように、幾らすばらしい研究あるいは業績を持っていた法人であっても、やはり国全体の方針の中でばつさり切られたり、統合されたり、あるいは削減をされたりということでは安心して仕事ができないんです。

そういう意味で、例えば処遇の問題一つとりまして、もちろん当該の労働組合もあるわけですから、当然アジ研あるいはジェトロで統合される

皆さん方がこれから先の問題についても不安はない、あるいはさまざまな問題については労働組合ときっちり話し合っていくことをもう一度きちんとこの場で約束いただきたいというふうに思ひます。

二点について大臣のお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(堀内光雄君) 先生御指摘のとおり、特殊法人の役員構成につきましては、昨年十二月の閣議決定もございまして、経営の活性化を図る観点から累次にわたって議論が今までも行われております。主管官庁からの就任者の抑制についてはしっかりとこれを守ってまいらなければならぬのは当然であります。委員御指摘のように、数々の問題でただ半数であるからいいとか悪いとかいう話を超えて、この特殊法人が有意義な活動ができるようなそういう問題について大いに取り組んでまいりたいというふうに思ひております。

統合後の具体的な役員構成とか役員間の業務の配分というような問題については、七月の統合に向けて今後調整されていくことになってまいりますが、ただいま申し上げたように、閣議決定の趣旨を踏まえるのと同時に、この法人の適切かつ効果的な業務執行ができるように検討してまいりたいというふうに思ひております。

また、統合後の新法人の活性化に関する観点からのお話でございますが、統合後の法人における両法人の職員の融和については、できる限り効果的な人事配置を行ってまいりまして、管理部門を中心に積極的な人事交流に努めてまいりたいと思ひております。

また、新規採用職員については、職員の一体感の醸成を行うという観点から、配属部局にかかわらず一定期間の共同研修のようなものも行つてまいりたいと思ひております。

さらに、調査研究事業については、この二つの旧法人の連絡調整を担当する機構を新設するというようなことを考えまして、連絡調整機能の強化

あるいは共同調査チームの機動的な編成というよう
なことで、両法人の持ち味を生かして事業の効
果的な成果を上げられるように体制づくりをやっ
てまいりたいというふうに思っております。

そういう方向で、融和を図りながら成果を上げ
てまいりたいと思っております。

○前川忠夫君 時間がありませんので、一つだけ
委員長にお願いを申し上げたいと思ふんです。

今、天下りの問題を質問したんですが、まだ
はっきりしない部分があるんです。通産省はもち
ろんです、これは総務庁の方で所管をされてい
ると思うんです。できましたら、天下りの実態に
ついての調査をお願いしたいと思いますので、改
めて理事会で御検討いただきたいと思います。

○国務大臣(堀内光雄君) 現状のところを申し上
げますと、ジェットロで九名、アジ研で五名、十四
名の役員の定数でございますが、通産省の今現在
における天下りという就職をしている者は五名
でございまして、十四名に対して五名、半分以上
になっていないことは数字の上では出ております。

○委員長(吉村剛太郎君) 前川委員、ただいまの
は、通産省以外のものも含んでおるわけですね。
この件につきましては、後刻理事会で検討する
こととしたいと思います。

○前川忠夫君 終わります。

○海野義孝君 公明の海野でございます。

昨日、三月の金融機関の貸し出し及び資金回収
状況についてのデータが出ましたので、先ほど
来、中小企業の問題についていろいろ委員の方か
ら御質問があり、御答弁もあつたわけでありま
すけれども、大変大きな問題ですので、大臣に直
接御感想というお御所見をお聞きしたいと思ふ
んです。

つまり、都銀、長信銀、それから信託、第一、
第二地銀、この五機関の本年三月の貸し出し、資
金回収状況が前年同月比マイナスイ・六%、三カ
月連続して前年同月比マイナス、しかも五カ月連
続して前年比マイナス、こういう状況にあるとい
うことでございます。三月末に貸し渋り対策とい

うことで十三兆円の公的資金を金融機関に資本注
入するというような措置がとられたわけで、その
効果は四月の同様の機関の資金貸し出し等の状況
のデータを見ないと即断できませんけれども、大
変厳しい貸出状況が続いているということであり
まして、銀行は融資を減らしている、こういう状
況であります。つまり、差し引きしますと、貸し
出しよりも回収している方が多い、こういう形だ
ろうと思ふんです。

当然のことながら、その分、中小企業の方たち
に対する貸し出しについてはなおさら厳しいとい
う状況が予想されるわけでありまして、貸し渋り
に対する状況及び今後のそういった貸し渋り対策
についての大臣のお取り組みについての御決意を
お聞きしたいと思います。

○国務大臣(堀内光雄君) この貸し渋り問題、従
来、民間金融機関におきまして非常に厳しい状況
が続いておりまして、民間金融機関から貸し渋り
を受けたという人たちが私どもの調査によつても
既に三割ございまして同時に、これからさらに貸
し渋りを受けるであろうという危機の念、懸念を
しているというものが五割を超えているわけであ
ります。そういう意味合いで大変厳しい状態であ
りますだけに、政府系金融機関がしっかりとこれ
を受け持つていかなければならないというふうに考
えているところであります。

先般の公的資金の投入というものを銀行に行
いまして、従来はまだ民間企業としてのスタン
ス、ビヘービアだけだったんであります、少な
くとも公的資金を投入した以上は、政府としても
しっかりと民間金融機関に対して貸し渋りのない
ように指導をしなければいけないというふうに考
えてまして、大蔵省並びに総理にもお願いを申し上
げ、各金融機関のトップを呼んでいただいて総理
じきじきに指導をしてもらった経過がございま
す。

そんなことで、これから少なくともそういう成
果があらわれてくるであろうというふうに一方で
は期待をいたしておりますが、同時に、政府系金

融機関としては、そういう状態の中でさらに徹底
した貸し渋り対策というものを行つていかなけれ
ばならないと考へまして、先般私が改めて政府
系金融機関のトップを呼びまして、そして万全を
期すようにお願いをしたところでございます。

ただ、端的に申し上げまして、十二月から三月
末までの政府系金融機関三機関の貸し付けの状況
というのを見ますと、対前年約二六%の増とい
うことであります。また、保証が約六兆円、九%
の増ということでもあります。これは多いといえ
ば多いかもしれませんが、考へてみますと、非常
に厳しい状態の中でもつとふえてまいりたはな
いかというような意味合いから、さらに窓口を通じ
ての徹底した指導を行つておりますが、一つの問
題として、中小企業の定義の問題にぶつかつてい
るんではないかというふうに思ふます。そういう
意味では、今まで小売商業が一千万円以下という
ことになっておりましたが、これを約五千万円ぐら
いまで引き上げまして、そしてカバでできるよう
な体制を行なうといけないうんではないかという
ふうに考へて、政府系金融機関の融資対象を中小
企業の中でふやしていく、卸業においては七千万
円ぐらゐの資本金までふやしていくというよう
なことを行つて、さらに万全を期してまいりたい
というふうに取り組んでいくところでございま
す。

○海野義孝君 お話はそういうふうに承つておきま
すけれども、いずれにしましても、倒産状況は引き
続き拡大の一途をたどつていっているというこ
とで大変深刻な状況であります。片や、いろ
んな経済対策等をこれらに講じていかれるとい
うことでありますけれども、これについてもや
遅きに失し、しかも小出しというやうなこ
とで、そういう引き続き中小企業の環境は厳
しい、私はこういうふうに思ふますので、大臣
の賢明なる指導をひとつよろしく願ひしたい
と思ふます。

そこで、次に本論に入りたいと思ふますけれど
も、今回のジェットロとアジア経済研究所の合併に
つきましては、我が国を取り巻く国際的諸情勢の

変化への対応の必要性ということから今回こ
ういった統合の法案を出したと承知してお
りますけれども、その点と、それから両法人を統
合しなくてはならない理由といふものか、その辺
のところについて、いろいろのものを讀みまし
ても十分に私は理解できないわけでございます。

先ほど来、お二人の委員に各関係の方から御答
弁がございましたけれども、この点について大臣に
もう一度、そういった変化に対する必要性とい
うことと、なぜ両法人の統合をしないかやならな
いかというあたりについて、簡潔にひとつポイント
をお願いしたいと思います。

○国務大臣(堀内光雄君) 今回の統合というの
は、我が国とアジア太平洋地域との貿易・投資関
係が大変緊密化されているわけでありまして、こ
の地域との通商経済上の協力というものの対す
るニーズが高まってきております。こういうもの
を踏まえまして、一層それを推進するという観点
から、貿易・投資振興事業を行つていくジェットロ
と地域研究を行つていくアジ研、この二つを一体
的に実施することによつて中核機関を整備しよう
というところであります。

こういう観点から、このジェットロとアジ研の基
礎的な研究のそれぞれの持ち味を生かしていき、
そして両事業の緊密な連携を図るための組織を新
設することによりまして、現実的なジェットロと学
術的なアジ研とのまとまりによる成果を活用し
て、国、地域ごとの支援ニーズの検討を行いまし
て、貿易・投資振興事業をより戦略的に展開し
てまいりたいというところであります。

○海野義孝君 今の件につきましてもうちょつと
お聞きしたいんですが、今大臣もお触れになりま
したけれども、「アジア太平洋地域等との通商経
済上の協力体制の整備等」と、こういう「等」と
いうような言葉がよく入つております。先般の法案
のときも、中小企業等というやうな部分がありま
して、大変その辺の線引きがあいまいな部分があ
るんですけれども、いずれにしましても、「アジ
ア太平洋地域等との通商経済上の協力体制の整備

第十部 経済・産業委員会会議録第九号 平成十年四月十六日 【参議院】

七

等を図る観点から、両法人を統合すると。

それで、これは実は七年二月二十四日の特殊法人の整理合理化についての閣議決定を踏まえての政府方針であるということであり、まずけれども、この文面からはどうしてこれが統合になるのかというところが必ずしも伝わってこない。

後でまた別の観点で御質問するんですけれども、一つは、昨年の夏以来のアジアにおける通貨あるいはマーケットの問題、いわゆる経済危機の問題等に対する通産関係のいろいろの一連のアジア関係の役所、そういったところの対応ということが今回の問題とも何か期せずして一致してきているような感じが私はしないでもないんですけれども、その辺も一度ちょっと御説明いただければと思います。

○政府委員(今野秀洋君) ただいまの御指摘、一つは、行政改革という話とこのアジア太平洋地域等との関係強化という話と一体どういうことになっているのかという御質問から入らせていただきたいと思います。端的に申し上げれば、行政改革の推進という目的とアジア太平洋地域等との関係強化を図るというこの二つの課題にともにこたえることを目指すものでございます。

「等」につきましては、この「アジア太平洋地域等」と申しております。「等」は、アジア太平洋地域以外の発展途上地域、これを指しております。現在、いわゆるアジアもアジアだけを対象にして、現在のわけではございませんで、途上国地域の研究所でございますので、それを含むという意味で「等」ということがここにございまして。

それから、「協力体制の整備等を図る」ということの「等」でございますけれども、これは特定のこれというところで「等」が入ったと申しますよりは、「整備」という言葉には必ずしも入らないかもしれない例えは合理化をする、あるいは合理化をして統合のメリットを生かして、それで今後の時代のニーズに対応して必要な分野にさらに重点的な対応、人員等の配置を行う、こういったことを含意しましてこの「等」が入っているという

ことでございます。

○海野義孝君 次に、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今回統合予定の二つの機関といえますが法人は、昭和三十三年あるいは三十五年に発足しているということとして、四十年たっている、まさに戦後の日本の産業振興、通商拡大等の中でそれぞれ大変な貢献をされてきたという理解はできるわけでありまして。

この七月に統合予定というこの関係につきましても、たまたまここへ来て、昨年の夏以来、七月の終わりにあたったと思っておりますけれども、アジアにおいて大変危機的な状態が勃発したという問題があります。これについてはもう過ぎたことではありますけれども、今もなお金融システム不安の問題等、アジアにおける経済の激変、こういったことが日本の景気後退の大きな要因になっているというところを総理もお認めになっているというところ、主張されていらっしゃるわけですね。

そういう意味で私が腑に落ちないというか理解しがたいのは、昨年十二月にASEAN会議に総理がお出になつて、そして帰つてきて突如として大変な大変だということと二兆円の特別減税、私に言わせたことと復活したということとですけれども、そういったことをおやりになった。昨年七月末の投資家によるタイのバートの急激な売りに始まって、その後十月の香港の株式の暴落、こういったことが世界じゅうを駆けめぐったということとして、もう半年ぐらいい前からそういったアジアの経済の大変な動揺問題については兆候があったわけですね。

こういう面からすると、ジェットロあるいはアジア経済研究所、これからの業務という意味をも含めて私はお聞きしたいわけですが、東南アジアにも在外事務所がありまして経済の専門家も張りつけられているわけですから、そうした中でどうしてこういうような問題で十二月に総理がああいう対応をせざるを得ないところまで追い込まれたのか、それこそブライオリティーからすれば重要な問題にもっと早く手を打つこともできたの

ではないか、このように私は思うわけですね。

そういう意味で、これまで昨年夏以降のそういったことに対応して両機関のおやりになったこと、それから反省点、時間も限られていますから、こういったことを簡潔にお願いしたいと思っております。

○政府委員(今野秀洋君) お答え申し上げます。アジア通貨危機に伴いますアジア経済の混乱、停滞につきましては、我が国の基本方針は、IMFを中心とします国際的な枠組み、これを踏まえながら関係国中最大の資金支援をするとしてきておるわけでございます。このため、東南アジア経済安定化等のための緊急対策といったものを二月二十日に閣議決定されましたけれども、それに代わりますような支援策を積極的に実施しているところでございます。

こういった日本政府の対策の中で、アジア及びジェットロは非常に重要な役割を果たさせていただいております。ジェットロの方でございますけれども、アジアに十七カ所事務所がございまして、その事務所から通貨危機の発生以来、詳細に現地の産業、ビジネス、日系企業の状況等を送つてきておりますとともに、現地産業基盤強化支援事業といった事業を通じて、現地の産業の新しい状況への対応を支援する事業を行つてきております。

また、アジア経済研究所、これは国ごとの専門家の集団でございますので、例えばインドネシアで経済が混乱しますとともに学生のデモ等があるわけでございますけれども、そういったときには単にインドネシアの政治機構がどうなっているかということだけではなくて、インドネシアの歴史、民族、そういったものについての理解が必要でございます。その観点からさまざまな研究報告書、例えば先ほどもお話に出ておりました「九七年アジア通貨危機」、これは現ジェットロと現アジア研の共同プロジェクトチームのものでございまして、そういったものを出しまして政府の対策の資料に供しているというところでござい

ます。

○海野義孝君 今のお話は事後にいろいろとレポートをお出しになったというようなことで、一応一つの大きな山場は過ぎたということで、今後の問題を考える上ではますますその点ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

私は、善意に解釈すれば、昨年半年来の問題は刻々と通産省を通じて報告があった、それにやはり政府としてもいろいろな面でも対応されたというように解釈したいと思つてます。むしろ、これからまた新しい機構が発足するということが実現しましたならば、先ほどからいろいろ御答弁がございすけれども、その辺はより強化され、よりスピーディーな政策判断に直結するような情報の収集、分析、提供をぜひともお願いしたい、このように申し上げたいと思つてます。

そこで次に、時間がもうなくなつてきておりますから全部を申し上げられませんが、事前に申し上げた中からいくつかを申し上げたいと思つてます。統合後の業務というのを考えた場合、統合前の同機関のそれぞれの業務と対比しましてすぐれているという強化されるというのか、そういった点について簡潔的に幾つかポイント挙げたいでございます。ひとつ簡単な御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(今野秀洋君) まず合理化のところから申し上げますと、統合法人につきましては、役員数を四分の一削減するという政府の方針に基づきまして、役員数を現在法定役員数十八名でございまして、役員数を十三名へと一八・三%削減いたします。さらに、管理部門、調査部門の機構・定員を可能な限り合理化することといたしまして、全体としても定員減を実現いたしますとともに、現在二十六名でございます部レベルの機構を三部削減して組織のスリム化を図ることにいたしております。このような合理化の効果を活用いたしまして、今度は充実の方でございまして、地域研究

を充実させたいということで、現在地域研究部というのはアジ研のいわば心臓部でございますけれども、それを二部体制に充実いたしたいと考えております。また、対日投資誘致、これは今後の重点分野と考えておりますので、このための投資交流部といった部門を設けるというような、新たなニーズに対応いたしました業務の拡充を行いたいと考えております。

また、ジェットロの時事的な調査とアジ研の基礎的な研究、これを持ち味を生かしながら連携するということのための組織といったものも工夫、整備する方針でございます。さらに、アジ研の図書館、ジェットロの資料室、これは非常に膨大な資料の集積でございます。利用客も非常に多々ございます。これを一体的に運営いたしまして、官民の利便の一層の向上を図りたいというふうに考えております。

○海野義孝君 次に、統合した場合、現在の役員などの秘密保持義務違反、虚偽の報告等における罰則、これを強化するというようなことがうたわれているわけでありまして、この理由は何か、両法人の統合によりまして罰則を強化しなくてはならない必然性というものが何かあるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○政府委員(今野秀洋君) 現行の日本貿易振興会法におきまして罰金及び過料の額、これは本法が制定されました昭和三十三年当時のまま今日に至っております。現在の物価水準から非常にかけ離れたものになっております。そのため、近年統合されました特殊法人の設立根拠法のさまざまな事例を踏まえまして、法務省と協議をいたしまして相当水準の引き上げあるいは修正を行うということにいたしましたわけでございます。

○海野義孝君 そうしますと、本来であれば時代の変化とか環境等の中でもっと早く見直していくべき問題を、今回統合の新しい法案をつくるに際してこれも一緒にやっておこうと、こういうようなお考えというふうにとつてよろしいわけですね。

次に、大臣のまたお出ましますが、経済構造改革の一端として中小企業の活性化という重要な問題、それから国民生活の向上に資する貿易振興事業、こういったことを大きな柱に掲げていらっしゃるように思われますけれども、具体的にこういう点をどのように推進されるかという点、大筋的な立場で大臣からちよつとお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(堀内光雄君) グローバル化が進められております大企業と比べまして、中小企業の体力というものは大変脆弱な面がございます。そういう意味で、今後、中小企業の国際化、あるいは特に競争力の強化のための戦略的な国際調達といえますが、安い品物や安い部品の調達を支援することが大変重要な課題であると考えております。

また、高齢化社会を迎えております我が国におきまして、安価ですぐれた海外の医療福祉機器、こういうものを初めとする各種の輸入品の導入というものは国民生活の向上にも直結するものだというふうに考えます。

具体的な事業として、例えば欧米を中心とした約二百社の出展による医療福祉機器の輸入品展示会がありますところのヘルスケア展の開催を行いました。あるいは輸入住宅の問題とか介護関係の機器とか、そういうような問題を含めて欧米からのアクセスをできるようにしたい。あるいは、中小企業の部品・原材料等の国際調達を支援する中小企業国際調達見本市の開催をいたしたい。さらには、住宅、医療機器等の我が国市場における規制とか取引慣行を調査いたしまして、市場参入への影響を把握する対日市場アクセス実態調査というようなものがございます。こういうような具体的なものの取り組みを行っていく。

今後とも、ジェットロ事業推進に当たっては、中小企業の活性化や国民生活の向上を図ることに積極的に努めてまいりたいと思っております。

○海野義孝君 ありがとうございます。次に、ちよつとこれは細かなお話で恐縮なんですけれども、一連の資料等をいただきましてそれ

を拜見していた中で、バランスシートをざつと見ておりましてよく理解できない部分が一、二点ありましたので、この点について教えていただきたいと思ひます。

第一点は、平成八年度決算、つまり昨年の三月三十一日で終わった貿易振興会の決算における内容でありますけれども、その中に貿易振興等特別事業積立金というのが百六十億円近くあるわけなんです。今これは積立金になっておりますが、実は平成八年度決算から従来の固定負債の引当金から資本の部の積立金に変更されているということなんですけれども、この積立金の目的とか、具体的に引当金から積立金に振りかえられたこと等の意味、この辺についてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(今野秀洋君) この貸借対照表にございます貿易振興等特別事業積立金でございますけれども、これは過去の収入を積み立てたものでございます。この運用益につきましては、ジェットロの業務運営に必要な管理費に充てられておりまして、国内管理費を賄うために国庫から毎年支出されております補助金の節減に役立っているというものでございます。

平成七年度まで引当金といたしておりましたものが、平成八年度から積立金というふうになりました。これは御指摘のとおりでございますが、会計監査法人からの技術的なアドバイスを踏まえて行ったものでございます。

具体的には、会計原則上、引当金というのは将来の特定の費用や損失を前提に積み立てるものである、そういう性格を有するものであるということに對しまして、この積立金はそうした性格を有しないということで積立金とすべきであるという指摘でございましたので、それを踏まえたものでございます。

○海野義孝君 それ以上のことは追及いたしませんけれども、どうもそういった一つの何か利益性の感じがするわけでございまして、今後新しい統合機関になりましたら注意して見てまいりたい

い、このように思ひます。

もう一点でありますけれども、ジェットロの場合、特殊法人です。平成七年度に民間の資本金に相当する政府出資金、これが二百六十七億円から九百七十四億円に急増しているわけなんです。過去におきましては民間企業の増資等と同様に小刻みにそろそろ出資金がふえてきているわけなんですけれども、ここで急増しているその理由でございます。一方、このバランスシートの資産の部を見ますと、固定資産の中の敷金・保証金、これが百六十八億円から八百十億円に、この出資金が急増した決算期において同様にふえているわけでございます。その辺の関係があると思ひますけれども、ちよつと私も部外者じやわかりませんが、これを具体的に御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(今野秀洋君) この平成七年度に交付されました政府出資金、これにつきましては、平成七年四月十四日に閣議決定がございまして緊急円高・経済対策が決められております。また、同年九月に経済対策が改めて閣議決定をされております。これらの決定に基づきまして、自動車や住宅につきましては製品の輸入促進事業を特に重視するということになりました。これを踏まえまして平成七年度の補正予算で措置されたものでございます。

具体的には、複数の外国メーカーが共同で利用いたします輸入自動車や輸入自動車部品専用のショールームを設置する事業、それから輸入住宅や住宅部材の展示の事業、そういったもののためこの補正予算が手当てをされたわけでございます。そして、この出資金はこうした事業を実施するために必要な展示場のスペースを確保するというふうに充てられております。したがって、このスペースを借りるために必要な保証金といったものを預けるわけでございますので、それがこのバランスシートにはあらわれているということでございます。

○海野義孝君 今のお話を聞いておまして大変

えております。

○海野義孝君　これで終わりますすけれども、さつきちよつと触れました新しい機構、機関の理事長、副理事長はこの機会に民間人を採用するということをお考えいただきたい、このことを申し上げて私の質問を終わります。

○樫原敬義君　質問時間が十分でありますので、気がついた点を指摘して、何か問題があれば答弁を願いたいと思います。

この日本貿易振興会とアジア経済研究所の統合というのは、平成七年二月二十四日の閣議決定に基づいて進められてきたわけですが、これは行革とはいいいながら、木と竹を接いだような感じがどうしてもぬぐい去れません。したがって、今後この両方が統合した後、本当に充実した仕事ができるように、発展するように、さらにまた本

来の役割が果たせるように、通産省の方も高い次元で指導してもらいたいと思います。

次に、貿易振興会の役員、先ほどの大臣の数字とちよつと違いがあるような気がします。貿易振興会は通産省から理事長、副理事長、それから理事、ここは言っておりますが、さらに大蔵省から理事、文部省から一人、それから農水省から一人、したがつて監事を入れてまして九名のうち六名がいれば天下りという形になっております。アジ研は五名のうち二名ということになっております。文部省とか大蔵省の数字がさつき出なかったから申し上げたいと思います。それは違いありま

すか、ないですね。

○政府委員（今野秀洋君） 御指摘のとおりでございますが、外務省でございます。

○梶原敬義君 文部省が外務省ね。わかりました。

次に、ジェトロの海外勤務者二百五十名のうちで国家公務員が百名、通産省が七十名、農水、大蔵その他で三十名、これは通告していなかったけれども、大体そういう数字で間違いないですか。

○政府委員（今野秀洋君） 御指摘のとおりでございます。

○梶原敬義君 これは、海外勤務が国家公務員の研修の場になっている面もあるのではないか。言いたいのには、国家公務員というのは二年ぐらゐの短いタームで転勤転動ですから、腰を据えた仕事はなかなかできないのじゃないかと思ひます。私は、そういう意味ではプロパー、専門家の育成に腰を据えてかかるべきだと思いますが、いかがですか、一言だけ。

○政府委員(今野秀洋君) 日本貿易振興会の事業は通商・貿易政策と非常に直結をいたしております。そのため、これらの分野におきます行政経験の有している者、その知見を活用するという意味での人事交流それ自身は重要なことではなからうかというふうに考えております。

他方、組織の活性化を図り、業務の効率化を図るという観点からは、当然積極的な人材育成、内部登用、こういったことを含めました適材適所を旨とする人材配置を行つていかなければならないわけでごさいます。統合後の法人におきましてもこのような観点を踏まえまして人材配置に努めてまいりたいと考えております。

○梶原敬義君 よろしくお願ひします。
それで、今、私はここにジェット口が出ております。「アジア通貨危機」という本を持っております。それから、日経ビジネスの雑誌の論文の記事、エコノミストの雑誌の記事、これらを持っておりますが、ちよつと読み上げてみます。

これは日経ビジネスの九七年九月十五日号であります。が、「バブル輸出国ニッポン アジアに感染、世界金融市場が揺らぐ 日本のバブル崩壊後、国内で居場所を失つたお金が海外に流れた。」「円が化けたドル」がアジアや世界のバブルを生み破綻させる。カネは巡り巡る。世界は一連託生の危機に怯えはじめた。」「こういう見出しであります。

少し中を読んでみますと、「アジア通貨危機は対岸の火事ではない。アジアのバブル経済化の一翼を担つたのは日本の低金利であり、その余波は日本にまで及ぼうとしている。」「少し飛びまし

て、中前国際経済研究所の中前さんは「日本がアジアにバブルを輸出し、破綻させた。このつめ跡で、しばらくアジアは世界のお荷物になる」云々。

それから少し飛びまして、「一九九三年、タイ政府は「インドシナ地域への資金供給基地」という触れ込みで、国際金融センターを設けた。ところが実際は、ここから大量のドル資金がタイの国内へ流れ込んだ。タイの対外債務は九三年末の四百七十億ドルから、九六年九月には一気に七百七十億ドルになった。増加した債務の多くは、邦銀などが低金利の円をドルに換えて融資したものである。」「こういうことを言っております。

さらにまた、ずっとそういう関連の記事が書かれておりますが、飛ばしていきますと、「邦銀のアジア向け融資のかなり多くの部分が、焦げ付く」と、JPMエルガ証券東京調査部長のイエスパー・コール氏は予測する。最悪の想定では、不良債権は約七兆円になる。アジアに新天地を求めた邦銀が、またアジアで不良債権をつくってしまった。」「こういう指摘をしております。

そして、さらに飛ばして、次に指摘をしておりますのは、「円キャリートレードという妖怪」ということで、「日本の円の主な流出先はこうした「アジア新興国ルート」と「米国ルート」があった。前者は衰退しつつあるが、後者はその分、太ろうとしている。」「というような指摘をしております。

「円キャリートレードは日銀が九五年九月に公定歩合を〇・五％に下げたことに誕生した。九五年四月のG7で円ドル為替の「秩序ある反転」が合意されたことも重なる。すなわち、低金利と円安の「二つの条件」の申し子である。これが、投機筋に巨万の富を与えた。」云々と、このように書いておるんです。

言いたいことは、先ほどから相当権威のあるお話をアジア研につきましてやりまして、やっぱりこれは大本営発表じゃ困ると思うんです。日本政府にいいことばかりでは困る。日本の邦銀がどういう動きをしているとか、資金がどう流れると

か、将来どうなるかという心配もちゃんと早目早目に手を打たなきゃいけない。こういう意味では、やはりアジア研がさらに本場に国民のために役立つようなそういう組織になってもらいたい、そういうことを心から折念しているわけであります。

大臣、何か答弁ありますか。

○国務大臣(堀内光雄君) 先生御指摘のように、ただいまの御紹介の文章にもございましたけれども、アジア経済研究所は非常に公正な、学者的な視点から、またその切り口から研究に取り組んでまいりました。非常に成果を上げて、評価の高いものだといふふうに私は感じております。

これを現実のジェット口と一緒にすることによって、委員のおっしゃるようになつたことばかり言うようになったのではないと思ひますので、独自の今までの性格を生かしながら、大学でもございせんので、さらにそれを現実に生かしながら、ジェット口が活動できるようにジョイントをするという方向に持っていくことが非常に重要であり、かつ有効になつてくるというふうに思ひますので、御指摘をいただいた面を大いに注意しながら取り組んでまいります。

○山下芳生君 最初に、ジェット口とアジア研を統合しなければならぬ積極的な理由についてお伺ひをしたいと思ひます。

(委員長退席、理事斎藤哲男君着席)

○政府委員(今野秀洋君) この統合の理由でございますけれども、一つは行政改革の大きな流れといふことと、もう一つはアジア太平洋地域等との通商・経済関係の協力を推進するために、地域研究機関でございましてアジア研、政策実施機関でございましてジェット口を統合いたしまして、地域研究と貿易・投資振興事業を一体的に実施する中核機関を整備する、これを目的としたものでござい

ます。
○山下芳生君 何回聞いても、両者が別々に存続をしてもその機能は十分果たせると。やはりこれは行革の数合わせの一環として出てきたのが

本当の理由ではないかと思ひます。得ません。
アジア経済研究所というのは、第一に現地の言葉を学ぶ、現地で資料を集める、現地の生活から学ぶ、いわゆる三現主義ということ徹底した基礎的研究をされている。それから二つ目に、発展途上国や発展途上地域を対象にしたこれは世界最大級の研究所である。第三に、二十一世紀に向けて飢餓あるいは貧困の克服、砂漠化の防止など、本来日本の平和的な国際貢献に重要な役割を果たすべき機関であると私は思ひます。

その一方、ジェット口というのは、貿易と投資の促進、産業協力の推進、海外情報の収集などを目的にした機関ですから、いかに利益を上げるのかという立場から市場開発などを手がける機関であります。

つまり、この法案というのは、コマージュルベースのジェット口にいけば学問的な研究をするアジア研を吸収するという法案でありまして、これまでアジア研が果たしてきた役割をゆがめることになるんじゃないか、そうならない手だてというのは考えておられるんじゃないか。

(理事斎藤哲男君退席、委員長着席)

○政府委員(今野秀洋君) ジェット口とアジア研、それぞれ御指摘のようなすぐれた実績を持っています機関でございまして、まず、これを統合いたしますメリットというものを簡単に申し上げたいと存じますけれども、直接的効果は非常に大きなものがございます。アジア研にとりましては、ジェット口が有します海外八十カ所、国内三十三カ所という広範なネットワーク、これを活用いたしましていち早い情報収集と成果の普及が可能となります。他方、ジェット口にとりましては、途上国に対します産業協力事業等を行つておりますけれども、それがこのアジア研の有する豊富な地域研究の成果といたしたものを踏まえて戦略的に実施するといふことが可能になるというふうに考えております。

それで、双方の融合効果と申しますか、アジア研の基礎的研究とジェット口の時事調査を融合した総合的な情報把握というものが可能になるというふ

うに考えております。統合いたしますと合理化が可能になります。そういったしますと、その力を活用いたしまして一層重要業務の充実を図ることも可能でございます。アジ研におきましては、地域研究につきまして地域研究第二部といったものを新設いたしまして地域研究を拡充することを考えております。またジェトロにおきましては、対日投資誘致の促進、投資交流の重要性ということにかんがみまして、そのための投資交流部の新設といったことを検討しているところでございます。もちろん、このアジ研の従来のような基礎的な研究を行う体制、そのための人材育成のシステム、キャリアパス、そういったことは統合後も今後維持されるのが前提でございます。

○山下芳生君 自主的な研究体制は今後とも組織的に維持されるという御答弁でした。

もう一つ具体的に聞きたいんですが、研究者の方々のテーマの選択ですが、これは自主的に行われることが大事だと思います。それが遂行される組織的あるいは経済的な保障はどうなるんでしょうか。

○政府委員(佐野忠克君) お答えを申し上げます。

従来、アジア経済研究所におきましては、研究所としての調査研究方針を作成するとともに、各研究者が提案する調査研究課題をもとに研究所全体の調査研究計画として取りまとめをいたしまして、これに従って調査研究業務を実施し成果を取りまとめるということをしているほか、研究成果の編集及び普及のための専門的な知見、機能を有する組織において情報提供を行っているところであります。

そういうことで、今回統合後の日本貿易振興会におきましてもこのプロセスを基本的に継承することといたしております。このために調査研究に関する企画立案、評価等を担当いたします研究企画部という新しい部を創設するとともに、研究成果の編集及び普及を担当いたします研究支援部というのを設置することにいたしているところで

ございます。

○山下芳生君 結局、これまで自主的な研究テーマの選択などをアジ研としてやってきたわけですが、それがコマーシャルベースのジェトロと統合されることによってやはりゆがめられていくんじゃないかというの、これはだれもが心配することだと思うんです。

これは私が言っているだけじゃないんです。かつて所長あるいは会長としてアジ研に在籍をされた元政府税制調査会会長の小倉武一氏も、アジ研とジェトロの統合についてこう言っております。

「アジ研は発展途上国の経済や社会に関する基礎的研究を行う機関であり、他方ジェトロは貿易や投資の振興を行う機関である。二つの機関の性格は相当に異なる。アジ研は「発展途上地域の研究・資料センター」として質量ともに日本最大であり、研究領域の広さやその水準、あるいは資料の公開性など、大学や民間研究機関にはない長所を持つている。」「なぜに統合されるべきかは実のところよく分からない。」「組織の機能や役割を無視した「行革」は、日本の将来にとって重要な機能の弱体化を招くだけであろう。」「こういう指摘です。

経済合理主義を優先して社会正義を抜きにした行革を批判されている。これは本当に大事な指摘です。もともとアジ研の所長、会長、税制調査会の会長をされた小倉さんの言葉です。これは大臣にお聞きしたいんですが、こういう指摘をどう受けとめられますか。

○国務大臣(堀内光雄君) 今回の統合というものは、我が国とアジア太平洋地域との貿易とか投資関係が非常に緊密化されてきているわけでありまして、これらの地域との通商・経済上の協力に對するニーズが非常に高まっております。そういうものを踏まえまして、これを推進するという観点からまいりますと、アジアを中心とする地域研究を行っているアジ研と貿易・投資振興事業を行っているジェトロというものが一体になって取り組む中核機関を整備するということは大いに

意義のあることだと思います。

そういう意味で、調査研究事業が先ほども申し上げているようなそのジェトロの仕事に押し流されたり、それによって変質するようなことのないように、研究を行える体制は引き続きしっかりと行っていく、同時にそれが実用の意味でも活用されるというそのつながりによって、我が国の当面する貿易の振興及び経済協力の促進に寄与することができて、国の要請にもこたえることができるんではないかというふうに私は考えているわけでありまして。

○山下芳生君 これまでの成果を踏まえるならば、性格の違う組織をひつつけない方がそれは今後もしかされると思ひます。

次に、天下りの問題について聞きます。公務員の不正腐敗事件に対して国民の大きな批判が巻き起こっております。近年では地方自治体を含めた官官接待、厚生省汚職、ついせんだつては大蔵、日銀汚職など、もう挙げれば切りがない。中でも、常に問題になるのが高級官僚の天下り、高額退職金の問題であります。

この十三日にも、信号機の保守点検会社、日本交通管制技術と関連グループ五社が脱税容疑で摘発されました。このグループは六つの県警から役員や支社長に天下りを受け入れていた天下り企業であります。信号点検など警察関連の仕事で天下り先の企業に回すという典型的な癒着構造ができ上がっていたわけでありまして。

大蔵や日銀の汚職のように現役のときに企業から金をもらったり接待を受ける、面倒を見てもらうということをやれば、現職であればこれは汚職になるが、将来のポスト、報酬や高額退職金を約束してもらおうということと引きかえに便宜を図ってこれもこれは汚職にならない。いわば汚職の現物取引ならぬ先物取引ということが、私は、天下りという性格、本質ではないかと思ひます。天下りとはそういう性格、本質を持つています。

大臣、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(堀内光雄君) 民間企業に天下りという

言葉はちよつと、新しい人生の仕事求めて出ていかれるということ、これは二つの問題があります。

一つは、優秀な方をそれぞれ民間企業あるいは特殊法人で受け入れてその才能なり能力なりというものを生かしていただくという意味で、これは必要な面があるわけでございます。

それと同時に、もう一つは、今の公務員の人事の問題もありまして、今までそういう形の中で、そういう面倒を見ないと人事管理の面から、人生五十、六十、七十というように延びてきたときに、どういう体制で公務員の将来というものを考えていくかという面もございまして、ただ単純に天下りはないかという言い方で取り組むわけにはいかないと思ひますが、しかしそういう不明朗な問題が起きるというところだけは絶対に避けなければならぬと思ひております。

そういう意味合いから、天下り問題についてはこれらしっかりと対応をしながら、一般国民の非難を浴びたり、あるいは役所に対する信頼を失うようなことのないような体制でしっかりと取り組んでいかなければならないというふうに思ひます。

○山下芳生君 優秀な人材だったら、何も自分が直接かかわってきた業界に行かなくてもほかの業界で能力を発揮していただいたらいいんです。

ジェトロの天下りの実態について聞きますが、ジェトロの役員は理事長、副理事長、監事、理事六人、合計九人です。このうち理事長は一九七八年から二十年間、それから副理事長は一九五九年から四十年間、通産省のOBの指定席になつております。理事のうち四名は通産省、大蔵省、外務省、農水省のOBで、これまた設立当初の五八年から四十年間ずっと出身官庁の指定席になつております。つまり、役員九人中六人までが高級官僚の天下りの指定席となつています。過半数ですよ。

先ほど、通産省だけだったら過半数じゃないとおっしゃいましたが、政府全体から見れば所管官

庁の天下りポストが過半数になっている。これはどう考えられますか。

○国務大臣(堀内光雄君) 私の承知しているところでは、閣議決定の内容というのは、その省庁のOBあるいは派遣する人の数がその半数を割るということであって、ほかの省庁を含めた総数の問題ではないというふうに理解をいたしております。

○山下芳生君 そういうことを言うこと自体が天下りについての問題意識の低さだと私は思います。

結局、そういうことだったら、閣議決定というのは天下りを規制することに何の役にも立たない。九人中六人が所管官庁からの天下りであつても閣議決定に触れないということが通用するんだつたら、その閣議決定が役に立たない決定だということの証明にしかならないじゃありませんか。

今回の法案というのは行政改革の一環ということとだそうですが、行政改革というんだつたら、役所の数合わせ、そういう論理ではなくて、こういう天下りを本当になくす、国民の奉仕者としての役割を発揮する、そういう質の面での改革こそ本当の行政改革だと私は思います。

私たち日本共産党は、特殊法人などへの高級官僚の天下りは無期限に禁止する、特殊法人を渡り歩く渡り鳥も禁止する、特殊法人役員の高額給与や退職金は国家公務員並みにするなどの内容を盛り込んだいわゆる天下り禁止法案を発表しておりますけれども、こういう方向で徹底してやるのが私は国民の信頼をから取る本当の行政改革だということふうに思います。

次に、通産省設置法改正案に関連して伺います。

まず、鉱山保安監督局を部に格下げする問題ですが、今回の改正によって保安監督業務の質的な低下は来さないのか、明らかにしていただきたい。

○政府委員(並木徹君) お答え申し上げます。

鉱山におきましては、御高承のとおり、一たび事故が発生いたしますと多くの死傷者あるいは多大な物的損害が発生する可能性もございますので、鉱山におきましては、今後とも鉱山保安監督行政のこのような重要性は非常に高いものと認識しておりますのでございます。

今回の改正につきましては、九州地域の稼行鉱山数の漸減、昨年三月の三池鉱山の閉山等を含むわけでございまして、こういふことによりまして業務量の減少に伴いまして保安監督局を部に改組するというところでございまして、先ほど申し上げましたように、今後とも安全第一という考え方に基きまして、鉱山の事態に応じた行政ニーズを踏まえつつ保安の確保に万全を期してまいりたいと考えておるところでございます。

○山下芳生君 もう一つ、局から部への格下げによつて、そこで働く労働者の皆さんの労働条件、例えば役職手当や退職金など、これは高級官僚じゃありません、これまでより下がることはないのか、明らかにしていただきたい。

○政府委員(並木徹君) 行政の効率化ということについては、絶えずそういう方向について鋭意進めていく必要があるわけでございまして、けれども、今御指摘のような観点から、今回の改正に基づきまして職員の作業条件等々についての変化については特段の問題は生じない、このように考えておるところでございます。

○山下芳生君 関連して、今後の石炭政策、特に国内炭政策についてお伺いしたいと思います。

現在のポスト八次審は西暦二〇〇一年度末までとなっておりますが、その後の対策はどうされるのか、通産省の現時点での考え方について確認をしておきたいと思っております。

○政府委員(篠原徹君) 現在、平成四年から平成十三年度末までの十年間をポスト八次策ということで鋭意対策を進めているところでございます。ポスト八次策以降の、十四年度以降の問題につきましては、現在、石炭鉱業審議会の企画小委員

会で残されました二炭鉱の存続問題というのを御議論していただいているところでございます。

○山下芳生君 現在の国内炭の生産水準というのは過去最低、五百万トン割っているというふうに思います。従来の国内炭対策の延長線上で考えられるとすると、これはもう我が国の石炭産業というのはいくつか数年を待たずしてなくなってしまうのではないかと心配があります。

これは、エネルギーのセキュリティという側面から、それからまた産業技術を保存し、それによつて技術協力に資していくという面から、経済合理性だけではなくて、そういう総合的な面から検討すべきではないかというふうに私は思っておりますが、最後にこの点の通産大臣の見解を伺つて、質問を終わります。

○国務大臣(堀内光雄君) 稼行炭鉱が二炭鉱になった現在、今後の問題として国内石炭産業のあり方を国民経済的役割と国民経済的負担の均衡といった観点から踏まえまして、十分これは検討していかねばならない時期に来ているというふうに思っております。

先ほどから事務方の方で申し上げましたように、現在、十四年度以降の石炭産業のあり方については石炭鉱業審議会において御審議をいただいているところでございまして、世界の石炭需給の見通しとか国内炭の技術の現状と意義、国内炭のコスト削減の見通しとか、そういうものを含めて鋭意審議が行われていると思っております。

そういう点を含めて、これから先の個々の炭鉱の存続に対しての検討、議論を踏まえて取り組んでまいりたいと思っておりますが、基本的には各石炭会社の経営問題としてみずからの責任において判断すべき問題だということふうに思います。

○山下芳生君 そういう各石炭会社の経営の責任ということをお願いします、これはもうなくなつていかざるを得ない。ですから、セキュリティの問題、産業技術の維持継承という面からも判断すべきではないかと再度指摘をして、終わります。

○委員長(吉村剛太郎君) 他に御発言もないよう

です。質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○山下芳生君 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました日本貿易振興会法及び通産省設置法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

反対理由の第一は、基礎的な調査研究機関であるアジア経済研究所を貿易・投資等に関する振興事業推進機関である日本貿易振興会に統合することは、アジア研の性格をゆがめ、自主性を損ない、機能を弱めるからであります。

反対理由の第二は、我が国は、発展途上国の自主的、自律的な成長、発展のためにもっと協力すべきであり、アジア研を拡充するのではなく、アジア研をジェトロへ統合することは、日本に求められている国際的役割に反するからであります。

反対理由の第三は、天下り指定席の廃止、ジェトロの大企業奉仕部門の縮小など、本来行うべき改革に手をつけていないからであります。

以上で反対討論を終わります。

○委員長(吉村剛太郎君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

日本貿易振興会法及び通産省設置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉村剛太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

平田健二君から発言を求められておりますので、これを許します。平田健二君。

○平田健二君 私は、ただいま可決されました日本貿易振興会法及び通産省設置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明、社会民主党・護国連合、自由党、新党さきがけの各派及び各派に属しない議員推指名案夫君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

す。
案文を朗読いたします。

日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 統合の実をあげるため、両機関の既存の業務・人員配置の全般について見直しを行い、業務の重複の排除、その政策効果の評価の徹底に万全を期するとともに、積極的な人材育成、内部登用の促進等を含めた人材適所を通じ業務の一層の活性化を図ること。

二 現アジア経済研究所の移転後においても、調査研究事業及び貿易・投資振興事業の運営について、新機関が一体となって総合力を発揮できるよう環境整備に努めるとともに、調査研究の成果を公表する等利用者の利便性の確保にも十分留意すること。

三 新機関がアジア地域等の基礎的かつ総合的な調査研究を行うに際しては、我が国の当面する貿易の振興及び経済協力の推進に寄与し、国の要請に応えようよう措置するとともに、自主的かつ効率的な調査研究活動を促進するよう努めること。

四 新機関の職員の処遇については、身分の変更に伴う不利益が生ずることがないように十分配慮すること。

五 経済活動のグローバル化・地域経済の相互依存関係が一層進展する中、新機関の機能をより有効に活用するため、我が国中小企業、地域産業の国際化支援、現地のニーズを踏まえた経済協力の促進等に一層力を注ぐこと。

また、民間への情報提供についてもそのニーズを常に汲み上げ、求めるものが的確に提供できるよう特段の努力を行うこと。
右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(吉村剛太郎君) ただいま平田健二君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(吉村剛太郎君) 多数と認めます。よって、平田健二君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、堀内通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。堀内通商産業大臣。

○国務大臣(堀内光雄君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○委員長(吉村剛太郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉村剛太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉村剛太郎君) 次に、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案及び特許法等の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。堀内通商産業大臣。

○国務大臣(堀内光雄君) 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

大学等には、我が国の研究資源の多くが集中しており、大きな潜在能力が存在しております。このため、大学等における技術に関する研究成果を民間事業者へ移転し、産業界において有効に活用を図ることは、新たな事業分野の開拓及び産業

の技術の向上にとって極めて重要であり、喫緊の課題である経済構造改革の強力な推進に大きく寄与するものであります。また、こうした技術移転は、大学等にとっても産業界からの情報や資金の環流等を通じて研究活動の活性化が図られる点で有益であり、一層の推進が図られることが期待されております。

以上のような観点から、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転を促進するための所要の措置を講ずるため、今般、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、大学における技術に関する研究成果を民間事業者に効率的に移転する特定大学技術移転事業を実施する者に対する政策的支援であります。具体的には、特定大学技術移転事業の実施計画の承認を受けた者に対し、産業基盤整備基金からの助成金交付、債務保証等の措置を講ずることとしております。

第二に、大学における研究成果を活用する中小企業者への支援であります。特定大学技術移転事業を通じて大学における技術に関する研究成果の移転を受け、その成果を活用する中小企業者に対し、中小企業投資育成株式会社による出資の特例を講ずることとしております。

第三に、国の研究成果を民間事業者へ移転する事業者に対する支援であります。国立大学及び国の試験研究機関における技術に関する研究成果について、国から特許権等の譲渡を受けて民間事業者への移転を行う認定事業者に対して、国から譲渡を受けた特許権等に係る特許料等の納付義務を免除し、国の研究成果の普及を促進することとしております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

つきまして、特許法等の一部を改正する法律案につきましても、その提案理由及び要旨を御説明申

し上げます。

国際的な大競争時代が到来する中で、我が国が経済の活力を維持していくためには、技術革新の進展を支え、新たな競争力の源泉を確保していくことが不可欠であります。そのためには、独創的技術開発の成果に対して十分な権利保護をできる限り早期にかつ簡便な手段で与え、成果の活用、新たな知的創造活動の促進を図ることが重要となつております。

本法律案は、かかる情勢を踏まえ、特許法その他の工業所有権関係法律について、権利保護の強化、早期保護の実現並びに出願人と権利者の利便性の向上及び負担の軽減を図るための所要の改正を行うものであります。

なお、本件につきましては、昨年十二月に工業所有権審議会より特許法等の改正に関する答申が提出されておりましたが、本法律案はこの答申を踏まえた内容となっております。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、特許権等の権利の保護の強化を図るため、損害賠償制度の見直し等を行うものであります。具体的には、侵害行為による権利者の損害について適正に補てんが行われるよう損害賠償額の算定方式を見直し、賠償額の立証の容易化を行うとともに、侵害に対する抑止力を高めるため、法人により侵害が行われた場合の罰金の引き上げ等を行うものであります。

第二は、創造的デザイン等の保護の強化を図るため、意匠制度の見直しを行うものであります。近年の我が国におけるデザイン開発力の向上、特徴あるデザインによる製品差別化の流れに対応し、創造性の高いデザインについて広くかつ強い権利保護を与えるべく、登録要件としての創作容易性水準の引き上げ、部分意匠の保護導入等の必要な改正を行うものであります。

第三は、いわゆるオンラインシステムによる手続を、意匠・商標制度においても導入するものであります。従来、特許・実用新案制度において可能であったオンラインシステムによる手続を、意

匠・商標制度においても導入することにより、さらなる早期権利付与、出願人及び権利者の利便性の向上を図るものであります。

第四は、特許等の無効審判の審理を迅速化するため、請求理由の補正の範囲を適正化するものであります。具体的には、これまでは、審判請求の理由の補正を無制限に認めていたものを、要旨を変更しない範囲に限って認めることとするものであります。

第五は、権利者の負担の軽減を図るため、特許料の引き下げを行うものであります。現行の特許料は、国際的に比較しても後年度の負担が重いものとなっており、権利保有者にとつての負担を軽減する観点から、現在の料金の累進構造を見直し、十年目以降の特許料を平準化するものであります。

第六は、その他工業所有権に係る手続の利便性の向上、工業所有権の保護の適正化等を行うために必要な事項について、所要の改正を行うものであります。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(吉村剛太郎君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

四月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、出版物再販制の廃止反対に関する請願(第一一一号)

第一一一号 平成十年四月一日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 沖縄県宜野湾市我如古一ノ三五ノ五 新垣仁英 外六十九名

紹介議員 島袋 宗康君
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

四月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案

二、特許法等の一部を改正する法律案

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案

2 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

第三條 文部大臣及び通商産業大臣は、特定研究成果の民間事業者への効率的な移転を促進するため、特定大学技術移転事業の実施に関する指針(以下「実施指針」という。)を定めなければならない。

2 実施指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定大学技術移転事業の推進に関する基本

的な方向

二 特定大学技術移転事業を実施する者の要件に関する事項

三 特定大学技術移転事業の内容及び実施方法に関する事項

四 大学における学術研究の特性その他特定大学技術移転事業の実施に際し配慮すべき事項

文部大臣及び通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部大臣及び通商産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施計画の承認)

第四條 特定大学技術移転事業を実施しようとする者(特定大学技術移転事業を実施する法人を設立しようとする者を含む)は、当該特定大学技術移転事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを文部大臣及び通商産業大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定大学技術移転事業を実施する者に関する事項

二 特定大学技術移転事業の内容及び実施方法

三 特定大学技術移転事業の実施時期

四 特定大学技術移転事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 文部大臣及び通商産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その実施計画が実施指針に照らして適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、その承認をするものとする。

4 文部大臣及び通商産業大臣は、第一項の承認をしたときは、その旨を公表するものとする。

(実施計画の変更等)

第五條 前条第一項の承認を受けた者その他の者の設立に係る同項の法人を含む)は、当該承認に

係る実施計画を変更しようとするときは、文部大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 文部大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の承認を受けた実施計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認計画」という。）に係る特定大学技術移転事業を実施する者（以下「承認事業者」という。）が当該承認計画に従つて特定大学技術移転事業を実施していないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は第一項の承認に、同条第四項の規定は前項の規定による承認の取消しに準用する。

（産業基盤整備基金の行う技術移転促進業務）
第六条 産業基盤整備基金（以下「基金」という。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」という。）第四十条第一項に規定する業務のほか、特定研究成果の民間事業者への移転を促進するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 承認計画に係る特定大学技術移転事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
- 二 承認計画に係る特定大学技術移転事業の実施に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。
- 三 特定研究成果の民間事業者への移転に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

（特定施設整備法の特例）
第七条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（以下「大学等技術移転促進法」という。）第六条第一

号の業務」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び大学等技術移転促進法第六条」とし、特定新規事業実施円滑化臨時措置法（平成元年法律第五十九号）第六六条の五第一項中「第六六条第三号及び第四号に掲げる業務」とあるのは「第六六条第三号及び第四号に掲げる業務並びに大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第六条第二号及び第三号に掲げる業務」とする。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、前条第一号及び第二号に掲げる業務に係る事項に関し、文部大臣に協議しなければならない。

（中小企業投資育成株式会社の特例）
第八条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五十条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 承認事業者が承認計画に従つて行う特定大学技術移転事業により特定研究成果の移転を受けて、中小企業者又は事業を営んでいない個人が当該特定研究成果を活用する事業を実施するために資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
- 二 承認事業者が承認計画に従つて行う特定大学技術移転事業により特定研究成果の移転を受けて、中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が当該特定研究成果を活用する事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の

規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（学術の応用に関する研究についての配慮）
第九条 文部大臣は、特定研究成果の民間事業者への移転の促進に資するため、大学における学術の応用に関する研究の進展が図られるよう必要な配慮をするものとする。

（大学と民間事業者との連携協力の円滑化等）
第十条 文部大臣及び通商産業大臣は、特定研究成果の民間事業者への移転を促進するため、研究開発に関し、大学と民間事業者との連携及び協力が円滑になされるよう努めるものとする。

この場合において、大学における学術研究の特性に常に配慮しなければならない。

2 文部大臣及び通商産業大臣は、民間事業者が特定研究成果を活用するために必要な知識及び技術の習得を促進するための施策を効果的に推進するよう努めなければならない。

（関連施策の推進）
第十一条 通商産業大臣は、特定研究成果の活用において中小企業者が果たす重要な役割にかんがみ、研究開発、特定研究成果の活用に関する情報の提供その他の関連施策を効果的に推進するよう努めるものとする。

（特許料の特例等）
第十二条 国立大学（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて国が設置するもの並びに国立学校設置法第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この条において同じ。）における技術に関する研究成果については、当該研究成果に係る国所有の特許権若しくは特許を受ける権利又は国所有の実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利

に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者は、文部大臣に申請して、その事業が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

- 一 当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。
- 二 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案を自ら実施するものでないこと。
- 三 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案に関する民間事業者への情報の提供において特定の民間事業者者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことその他当該事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

2 文部大臣は、前項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 文部大臣は、第一項の規定による認定をしたとき、及び前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を特許庁長官に通知しなければならない。

4 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第二項の規定は、次に掲げる特許権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。

- 一 認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利に基づいて取得した特許権
- 二 認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許権前項に規定する特許権が認定事業者と認定事

業者以外の者(国を除く。)との共有に係る場合における特許法第七条第三項の規定の適用については、同項中「国」とあるのは「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第十二条第二項の認定事業者」と、「国以外の者」とあるのは「認定事業者以外の者(国を除く。)」とする。

6 特許法第九十五条第四項(同条第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は、第四項に規定する特許権又は認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利であつて当該認定事業者に属するものについて同条第一項又は第二項の規定により手数料(政令で定めるものに限る。)を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。

7 第四項に規定する特許権又は前項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者(国を除く。)との共有に係る場合における特許法第九十五条第五項の規定の適用については、同項中「国」とあるのは「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第十二条第二項の認定事業者」と、「国以外の者」とあるのは「認定事業者以外の者(国を除く。)」とする。

8 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第四十条第三項の規定は、第四項に規定する特許権又は第六項に規定する特許を受ける権利について同条第一項の規定により手数料(政令で定めるものに限る。)を納付すべき者が当該認定事業者である場合に準用する。

9 第四項に規定する特許権又は第六項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者(国を除く。)との共有に係る場合における工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第四項の規定の適用については、同項中「国」とあるのは「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進

に関する法律第十二条第二項の認定事業者」と、「国以外の者」とあるのは「認定事業者以外の者(国を除く。)」とする。

10 第四項から前項までの規定は、認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権及び認定事業者が国から譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る実用新案権であつて当該認定事業者に属するものに準用する。この場合において、第四項中「特許法(昭和三十四年法律第百一十一号)第百七条第二項」とあるのは「実用新案法(昭和三十四年法律第百一十三号)第三十一条第二項」と、第五項中「特許法第九十五条第三項」とあるのは「実用新案法第三十一条第三項」と、第六項中「特許法第九十五条第四項(同条第一項及び第二項に係る部分に限る。)」とあるのは「実用新案法第五十四条第三項」と、第七項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは「実用新案法第五十四条第四項」と読み替へるものとする。

第十三条 国の試験研究機関であつて政令で定めるもの(以下「特定試験研究機関」という。)における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る国有の特許権若しくは特許を受ける権利又は国有の実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権に基づいて、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者は、当該特定試験研究機関を所管する大臣に申請して、その事業が前条第一項各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は前項の規定に

よる認定に、同条第四項から第九項までの規定は前項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利、同項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許を受ける権利に基づいて取得した特許権及び同項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る特許権であつて当該認定を受けた者に属するものに準用する。

3 前条第十項において準用する同条第四項から第九項までの規定は、第一項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、同項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、同項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案権及び同項の認定を受けた者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案権であつて当該認定を受けた者に属するものに準用する。

(報告の徴収)

第十四条 文部大臣及び通商産業大臣は、承認事業者に対し、承認計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 文部大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

3 特定試験研究機関を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度において、前条第一項の認定を受けた者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十五条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十二条、第十三条並びに第十四条第二項及び第三項の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第二条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしななければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(文部省設置法の一部改正)

第四条 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五号の二 次を次のように改正する。

第五号の二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に

関すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四号第二十七号の三の次に次の一号を加える。

二十七の四 大学等における技術に関する研

研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に關すること。

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十九條第五項中「又は実用新案登録出願が取り下げられ、又は却下されたとき」を「若しくは実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その特許出願について第二項後段又は前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

第四十一條第二項中「並びに意匠法を」と、意匠法に改め、「第三十二條第二項の下に」並びに商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)第二十九條並びに第三十三條の二第一項及び第三十三條の三第一項(同法第六十八條第三項において準用する場合を含む。)を加える。

第四十三條に次の一項を加える。

5 第二項に規定する書類に記載されている事項を出願番号により特定して電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により交換することができる通商産業省令で定める国においてした出願に基づき第一項の規定による優先権の主張をした者が、第二項に規定する期間内に当該出願の番号を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、前二項の規定の適用については、第二項に規定する

書類を提出したものとみなす。

第四十四條第二項ただし書中「並びに第四十三條第一項及び第二項を」と及び第四十三條第一項に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する新たな特許出願をする場合における第四十三條第二項(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第四十三條第二項中「最先の日から一年四月以内」とあるのは、「最先の日から一年四月又は新たな特許出願の日から三月のいずれか遅い日まで」とする。

第四十六條第五項中「第四十四條第二項の下に」及び第三項を加える。

第六十五條第一項中「通常」を削る。

第六十六條第五項に次のただし書を加える。

ただし、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがある書類又は物件及び公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類又は物件であつて、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるものについては、この限りでない。

第六十六條に次の一項を加える。

6 特許庁長官は、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがある書類又は物件であつて、前項ただし書の規定により特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるもの以外のもを縦覧に供しようとするときは、当該書類又は物件を提出した者に對し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第百條第二項中「含む」の下に「第百二條第一項において同じ」を加える。

第百二條第三項中「こゝる」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「通常」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に對しその侵害により自己が受けた損害

の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を特許権者又は専用実施権者が販売することができないうとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第百七條第一項の表第十年から第十二年までの項中「第十一年まで」を「第二十五年まで」に改め、同表中第十三年から第十五年までの項、第十六年から第十八年までの項、第十九年から第二十年までの項及び第二十二年から第二十五年までの項を削り、同条第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の特許料は、特許権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する特許料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した特許料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第百三十一條第二項ただし書中「ただし」の下に「第百二十三條第一項の審判以外の審判を請求する場合における」を加える。

第百八十四條の五第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「国際出願日」を「国際出願番号」に改め、同号を同項第三号とする。

第百八十四條の九第五項中「第百八十六條第

一号」を「第百八十六條第一項第一号」に、「及び第二号中」を「第二号、第六号及び第九号中」に改め、同条第六項中「第百八十六條第一号」を「第百八十六條第一項第一号」に改める。

第百八十四條の十第一項中「通常」を削る。

第百八十六條第一号中「外国語要約書面」の下に「若しくは特許出願の審査に係る書類を加え、同条第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第百二十三條第一項若しくは第百二十五條の二第一項の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密をいう。)が記載された旨の申出があつたもの

四 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるもの

第百八十六條に次の一項を加える。

2 特許庁長官は、前項第一号から第四号までに掲げる書類について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に對し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第百九十三條第二項第六号中「若しくは確定審決」の下に「(特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。)」を加え、同項第九号中「確定判決」の下に「(特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。)」を加える。

第百九十五條第一項第四号から第七号までの規定中「第百八十六條」を「第百八十六條第一項」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 特許権又は特許を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の特許権又は特許を受ける権利について第一項又は

第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

6 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第百九十六條第二項を削る。

第二百一十條中「第百九十六條第一項、第百九十七條又は第百九十八條を」次の各号に掲げる規定に、「又は人に対し、」を「に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第百九十六條 一億五千万円以下の罰金刑

二 第百九十七條又は第百九十八條 各本条の罰金刑

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第七條第四項中「特許出願が」の下に「放棄され、」を加え、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 特許出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その特許出願は、第三項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その特許出願について特許法第三十九條第二項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

第八條第二項中「並びに意匠法を、」意匠法に改め、「第三十二條第二項の下に、」並びに商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)第二十九

条並びに第三十三條の二第三項及び第三十三條の三第三項(同法第六十八條第三項において準用する場合を含む)を加える。

第十條第三項ただし書中「並びに第四十三條第一項及び第二項を」及び第四十三條第一項に改め、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の規定による出願の変更をする場合における次条第一項において準用する特許法第四十三條第二項(次条第一項において準用する同法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む)の規定の適用については、同法第四十三條第二項中「最先の日から一年四月以内」とあるのは、「最先の日から一年四月又は実用新案法第十條第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願の日から三月のいずれか遅い日まで」とする。

第十二條第一項中「第六項を」第七項に改める。

第二十九條第三項中「こえるを」超えるに改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「通常を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

実用新案権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の実用新案権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組織した物品を譲渡したときは、その譲渡した物品の数量(以下この項において「譲渡数量」という)に、実用新案権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、実用新案権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、実用新案権者又は専用実施権者が受けた損害の額とす

ることが出来る。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を実用新案権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第二十九條の三第一項ただし書中「第六項を」第七項に改める。

第三十一條第一項中「第十五條第一項を」第十五條に改め、同条第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の登録料は、実用新案権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第三十七條第一項第一号中「第六項を」第七項に改める。

第四十八條の五第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「国際出願日」を「国際出願番号」に改め、同項を同項第三号とする。

第五十四條第一項第四号から第七号までの規定中「第百八十六條を」第百八十八條第一項に改め、同条第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る)は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がそ

の額を納付しなければならない。

5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第五十六條第二項を削る。

第六十一條中「第五十六條第一項、第五十七條又は第五十八條を」次の各号に掲げる規定に、「又は人に対し、」を「に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十六條 一億円以下の罰金刑

二 第五十七條又は第五十八條 各本条の罰金刑

(意匠法の一部改正)

第三條 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「物品」の下に「(物品の部分を含む。第八條を除き、以下同じ)」を加え、「起させるを」起こさせるに改める。

第三條第二項中「において広く知られたを」又は外国において公然知られたに、「基づいて」を「基づいて」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第三條の二 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十條第三項又は第六十六條第三項の規定により意匠公報に掲載されたものの願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

第四條第一項及び第二項中「前条第一項第一号を」第三條第一項第一号に改める。

め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附する」を「付する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「現わす」を「現す」に改め、同項を同条第七項とする。

第八条を次のように改める。

(組物の意匠)

第八条 同時に使用される二以上の物品であつて通商産業省令で定めるもの(以下「組物」という)を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

第九条第三項中「取り下げられ、又は却下されたとき」を「放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その意匠登録出願について前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

第九条の二中「及び第三項」を削る。

第十条を次のように改める。

(関連意匠)

第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠(以下「本意匠」という)に類似する意匠(以下「関連意匠」という)については、本意匠の意匠登録出願の日(第十五条において準用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第四十三条第一項又は第四十三条の二第二項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百十年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された

工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。)とその関連意匠の意匠登録出願の日が同日である場合に限り、第九条第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

2 前項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。

3 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、第九条第二項の規定は、適用しない。

第十条の二第二項ただし書中「(昭和三十四年法律第百二十一号)」を削る。

第十二条の前の見出しを削る。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

第十三条及び第十四条 削除

第十三条に見出しとして「出願の変更」を付し、同条第四項中「及び第十一項第二項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、もとの出願は、取り下げたものとみなす。

第十五条第一項中「第四十三条」を「第四十三条第一項から第四項まで」に改める。

第十七条第一号中「第三項」の下に「第三項の二」を加え、「第八条第二項」を「第八条に改め、第十条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第三号中「みだしてない」を「満たしてない」に改める。

第二十条第三項第四号中「添付した」を「添付したに改め、同項に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項第二十一条中「意匠権」の下に「(関連意匠の意匠権を除く)」を加え、同条に次の一項を加え

る。

2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から十五年をもつて終了する。

第二十二條を次のように改める。

(関連意匠の意匠権の移転)

第二十二條 本意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

2 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

第二十七條第一項に次のただし書を加える。

ただし、本意匠又は関連意匠の意匠権についての特許実施権は、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

第二十七條第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

第二十八條第三項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「第七十九條」とあるのは、「意匠法第二十九條若しくは第二十九條の二」と読み替へるものとする。

第二十九條の次に次の一条を加える。

(先出願による通常実施権)

第二十九條の二 意匠登録出願に係る意匠を知らないうちからその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないうちからその意匠若しくはこれに類

似する意匠の創作をした者から知得して、意匠権の設定の登録の際現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていゝる者又はその事業の準備をしていゝる者(前条に該当する者を除く)は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その実施又は準備をしていゝる意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。

一 その意匠登録出願の前日に、自らその意匠又はこれに類似する意匠について意匠登録出願をし、当該意匠登録出願に係る意匠の実施である事業をしていゝる者又はその事業の準備をしていゝる者であること。

二 前号の自らした意匠登録出願について、その意匠登録出願に係る意匠が第三項第一項各号の一に該当し、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した者であること。

第三十九條第三項中「こゝを」を「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「通常」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の意匠権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物品を譲渡したときは、その譲渡した物品の数量(以下この項において「譲渡数量」という)に、意匠権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、意匠権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、意匠権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができ。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を意匠権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事

情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第四十二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十三条第一項中「又は同条第二項の登録料」を削る。

第四十八条第一項第一号中「第三条の下に」「第三条の二」を加え、「第八条第二項」を削り、「第十条第一項」を「第十条第二項」に改める。

第四十九条第一項中「類似意匠の意匠登録を除く。以下この項において同じ。」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第六十三条第一号中「又は願書」を「願書」に改め、「見本」の下に「又は意匠登録出願の審査に係る書類を加え、同条第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 第四十八条第一項の審判又はその審判の確定審決に対する再審に係る書類であつて、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密をいう。)が記載された旨の申出があつたもの

五 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるもの

第六十三条に次の一項を加える。

2 特許庁長官は、前項第一号から第五号までに掲げる書類、ひな形又は見本について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類、ひな形又は見本を提出した者に對し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第六十六条第二項第二号中「確定審決」の下に「(意匠権の設定の登録がされたものに限る。)」を加え、同項第四号中「確定判決」の下に「(意匠権の設定の登録がされたものに限る。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、第九条第二項

後段の規定に該当することにより意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、その意匠登録出願について、次に掲げる事項を意匠公報に掲載しなればならない。この場合において、その意匠登録出願の中に第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠登録出願があるときは、すべての意匠登録出願に関する第三号に掲げる事項は、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した日から同項の規定により指定した期間(秘密にすることを請求した意匠登録出願が二以上ある場合には、そのうち最も長い期間)の経過後遅滞なく掲載するものとする。

一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 意匠登録出願の番号及び年月日

三 願書及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本の内容

四 前三号に掲げるもののほか、必要な事項第六十七條第一項第五号から第八号までの規定中「第六十三條」を「第六十三條第一項」に改める。

第六十九條第二項を削る。

第七十四條中「第六十九條第一項、第七十條又は第七十一條」を「次の各号に掲げる規定に、

「又は人に対し、」を「に對して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第六十九條 一億円以下の罰金刑

二 第七十條又は第七十一條 各本条の罰金刑

刑

別表第一号中「類似意匠にあつては、八千円」を削り、同表第二号中「類似意匠にあつては、二千六百元」を削る。

第四条 意匠法の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の登録料は、意匠権が国と国以外の

者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなればならない。

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第六十七條中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 意匠権又は意匠登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の意匠権又は意匠登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料(政令で定めるものに限る。は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなればならない。

5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(商標法の一部改正)

第五條 商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「特許法第四十三條」を「特許法第四十三條第一項から第四項まで」に改める。

第十七條の二第二項中「第五十五條の二第二項(第六十條の二第二項)に改める。

第十八條第四項に次のただし書を加える。

ただし、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがある書類又は物件及び公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類又は物件であつて、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるものについては、この限

りでない。

第十八條に次の一項を加える。

5 特許庁長官は、個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがある書類又は物件であつて、前項ただし書の規定により特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるもの以外

のものを縦覧に供しようとするときは、当該書類又は物件を通知しなればならない。

第二十條の見出し中「更新登録」の下に「の申請」を加える。

第三十二條第一項中「第五十五條の二第二項(第六十條の二第二項)を「第五十五條の二第三項(第六十條の二第二項)に改める。

第三十八條第三項中「こゝを「超える」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「通常」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に對しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組織した商品を譲渡したときは、その譲渡した商品の数量(以下この項において「譲渡数量」という。)に、商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなれば販売することができた商品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、商標権者又は専用使用権者の使用の能力に応じた額を超えない限度において、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とすることができ。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を商標権者又は専用使用権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

第四十條中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項又は第二項の登録料は、商標権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの規定にかかわらず、これらに規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

5 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第四十一条の二第五項中「及び第四項」を「から第六項まで」に改める。

第四十六条の二第二項中「無効にする旨」を「無効にするべき旨」に改める。

第五十五条の二第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第六十六条の規定は、第四十四条第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、次条第一項において準用する特許法第六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

第六十条の二第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

第四十三条の三、第四十三条の五から第四十三条の九まで、第五十六条第一項において準用する特許法第三十一条第一項及び第二項、第三百三十二条第三項、第三百五十四条、第三百五十五条第一項並びに第三百五十六条並びに第三百五十六条第二項において準用する同法第三百五十五条第三項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

第六十三条第一項中「第五十五条の二第二項（第六十条の二第二項）」を「第五十五条の二第三項（第六十条の二第三項）」及び「第四項」を「から第六項まで」に改める。

第六十六条に次の一項を加える。

4 第二十条第四項の規定により商標権が消滅したものとみなされた場合において、第二十条第二項の規定により回復した当該商標権に係る防護標準登録に基づく権利の効力は、第二十条第三項に規定する更新登録の申請をすることができる期間の経過後第二十一条第一項の申請により商標権の存続期間を更新した旨の登録がされる前における次条各号に掲げる行為には、及ばない。

第六十八條第四項中「同項第四号中「条約」とあるのは「第六十四條の規定若しくは条約」を「同項第五号中「その登録商標が第四條第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十号に掲げる商標に該当するものとなつて」とあるのは「その商標登録が第六十四條の規定に違反することとなつたとき」に改める。

第六十八條の二中「審査」の下に「登録異議の申立てについての審理」を加える。

第七十一条の次に次の一項を加える。

(商標登録証等の交付)
第七十一条の二 特許庁長官は、商標権の設定の登録があつたとき、又は防護標準登録に基づく権利の設定の登録があつたときは、商標権者に対し、商標登録証又は防護標準登録証を交付する。

2 商標登録証又は防護標準登録証の再交付については、通商産業省令で定める。

第七十二条ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある書類については」を「次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第四十六条第一項（第六十八條第四項において準用する場合を含む）、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項若しくは第五十三条の二（第六十八條第四項において準用する場合を含む）の審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であつ

て、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの

二 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるもの

三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

第七十二条に次の一項を加える。

2 特許庁長官は、前項第一号又は第二号に掲げる書類について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第七十六條第一項第六号中「第七十二条」とし、同項第五号中「第七十二条」を「第七十一条」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第七十一条」を「第七十二条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一項を加える。

三 商標登録証又は防護標準登録証の再交付を請求する者

第七十六條中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標準登録に基づく権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標準登録に基づく権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ

て、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第四項に規定する営業秘密をいう。）が記載された旨の申出があつたもの

二 個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるもの

三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

第七十二条に次の一項を加える。

2 特許庁長官は、前項第一号又は第二号に掲げる書類について、同項本文の請求を認めるときは、当該書類を提出した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

第七十六條第一項第六号中「第七十二条」とし、同項第五号中「第七十二条」を「第七十一条」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第七十一条」を「第七十二条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一項を加える。

三 商標登録証又は防護標準登録証の再交付を請求する者

第七十六條中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標準登録に基づく権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の商標権、商標登録出願により生じた権利又は防護標準登録に基づく権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ

5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第七十七條第二項中「第五條の二第一項各号」の下に（同法第六十八條第一項において準用する場合を含む。）を加える。

第八十三條中「第四十三條の八」の下に「第六十條の二第一項及び」を加える。

附則第十六條に次の一項を加える。

2 附則第八條の規定は、附則第十三條において準用する第四十四條第一項の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。ただし、次条第一項において準用する特許法第六十条第一項の規定によりさらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。

(工業所有権に関する手続の特例に関する法律の一部改正)
第六條 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「実用新案法」の下に「意匠法、商標法」を加え、同条第三項中（実用新案法）の下に「意匠法又は商標法」を加え、又は実用新案法を「実用新案法、意匠法、商標法」において準用する場合を含む。又は商標法に改める。

第五條第五項中「第五十五條第二項」の下に「意匠法第六十八條第五項又は商標法第七十七條第五項」を加える。

第六條の見出しを（電子情報処理組織による特定手続の特例）に改め、同条第一項を次のように改める。

電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、電気通信回線の故障その他の事由により当該特定手続を行うことができない場合において、特許庁長官が必要があると認めるときは、電子情報処理組織の使用に代えて、政令で定めるところにより、磁気ディスク

係る実用新案登録についての登録異議の申立て又は無効の理由については、なお従前の例による。

(第三十三条の規定による意匠法の改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している意匠登録出願(類似意匠の意匠登録出願を除く)又は意匠登録に係る審判若しくは再審については、別段の定めがある場合を除き、その意匠登録出願又は審判若しくは再審について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした類似意匠の意匠登録出願であつてこの法律の施行の際現に特許庁に係属しているもの又はこの法律の施行前にした類似意匠の意匠登録出願に係る類似意匠の意匠登録、審判若しくは再審については、第三十三条の規定による改正前の意匠法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

3 この法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠登録の無効の理由については、なお従前の例による。

(第四十四条の規定による意匠法の改正に伴う経過措置)

第五条 附則第一条第二号に定める日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであつた登録料については、第四十四条の規定による改正後の意匠法第四十二条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商標法の改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の商標法(以下「新商標法」という)第五十六条第一項において準用する新特許法第三十一条第二項の規定は、この法律の施行後に請求される新商標法第四十六条第一項の審判に適用し、この法律の施行前に請求された第五十五条の規定による改正前の商標法第四十六条第一項の審判については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に定める日前に既に納付し

た登録料又は同日前に納付すべきであつた登録料については、新商標法第四十条第四項及び第五項(新商標法第四十一条の二第五項及び第六十五条の七第三項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(昭和六十二年旧特許法の一部改正)

第九条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の特許法(以下「昭和六十年旧特許法」という)の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項の表第十年から第十二年までの項中「第十一年まで」を「第十五年まで」に改め、同表中第十三年から第十五年までの項、第十六年から第十八年までの項、第十九年から第二十二年までの項及び第二十二年から第二十五年までの項を削る。

(昭和六十年旧特許法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の昭和六十年旧特許法第七十七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料については、前条の規定による改正後の昭和六十年旧特許法第七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(昭和六十二年改正法の一部改正)

第十一条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項中「新特許法」を「特許法」に改め、同項の表第十年から第十二年までの項中「第十一年まで」を「第十五年まで」に改め、同表中第十三年から第十五年までの項、第十六年から第十八年までの項、第十九年から第二十二年までの項及び第二十二年から第二十五年までの項を削る。

(昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律(以下「昭和六十二年改正法」という)附則第三条第三項の規定により読み替へて適用される第一条の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料については、前条の規定による改正後の

昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替へて適用される新特許法第七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替へて適用される新特許法第七十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平成五年改正法の一部改正)

第十三条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「この法律の施行後に請求される明細書又は」を「特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第 号。以下「平成十年改正法」という)の施行後に請求される旧実用新案法第三十七条第一項の審判又は明細書若しくは」に、「及びこの法律」を「及び平成十年改正法」に、「同項の規定により」を「前項の規定により」に改め、同項の表第四十一条の項中「第三百三十一条から第三百三十三条まで」を「第三百三十二条、第三百三十三条」に改め、「第六百六十六条から第七百七十条まで」の下に「並びに特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)第一条の規定による改正後の特許法第三百三十

一条を加え、同表中及び第二項

第五十六条第一項 三十万円		三百万円	
及び第二項		三百万円	
を		三百万円	
第五十六条第一項 三十万円		三百万円	
及び第二項		三百万円	
に、		五十万円	
第六十条		五十万円	
第六十一条		五十万円	
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十六条第		法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その業務に関し、次の各号に掲げる為をしたときは、行為者を罰す	

を

一項若しくは第二項、第五十七條又は第五十八條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

法人に對して当該各号で定めるの人に對して各本條の罰金刑を
一 第五十六條第一項 一億
刑
二 第五十六條第二項、第五
五十八條 各本條の罰金刑

(特許協力条約に基づく國際出願等に関する法律の一部改正)
第十八條 特許協力条約に基づく國際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
第十八條第四項中「第七項まで」を「第九項まで」に改める。

人の代理人、
法人又は人の
規定の違反行
るほか、その
罰金刑を、そ
科する。

に改める。

円以下の罰金

十七條又は第

(平成八年改正法の一部改正)

第十四條 商標法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「同号」を「同項第四号又は第五号」に改め、同條第三項を削る。

附則第十四條中「第二十二條第一項第一号」を「第二十二條第一号」に改める。

附則第十五條第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、「割増登録料」の下に「並びに特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第 号 第五條の規定による改正後の商標法第四十條第四項から第六項まで」を加える。

(弁理士法の一部改正)
第十五條 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五條第二号中「第百九十六條第一項、第百九十七條」を「第百九十六條乃至」に、「第五十

六條第一項、第五十七條、を「第五十六條乃至」に、「第六十九條第一項、第七十條、を「第六十九條乃至」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)
第十六條 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第七号中「第四十二條第一項若しくは第二項」を「第四十二條第一項」に改める。(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 この法律の施行の際現に特許庁に係属している類似意匠の意匠登録出願に係る登録料の納付については、前條の規定による改正後の印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第二條第一項第七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成十年四月二十七日印刷

平成十年四月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D